報告第12号

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について 令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとお り瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就園就学緊急援助費(以下「緊急援助費」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園に就園し、若しくは同条に規定する小学校又は中学校に就学する者をいう。
 - (2) 保護者 児童生徒の給食費を負担する者をいう。 (交付対象者)
- 第3条 この告示による緊急援助費の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に住所を有し、令和2年度瑞穂市就学援助費又は令和2年度瑞穂市特別支援教育就学奨励費の認定を受けていない保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号いずれかの貸付け又は給付金の支給決定を令和2年3月1日以後に受けている者とする。
 - (1) 各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け
 - (2) 各都道府県社会福祉協議会による総合支援資金のうち生活支援費の貸付け
 - (3) 瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第132号) による住居確保給付金の支給

(緊急援助費の内容)

第4条 緊急援助費の支給額単価及び支給対象期間は、別表のとおりとする。 (交付の方法) 第5条 緊急援助費の交付は、交付対象者に対して緊急援助費を支給すること によって行うものとする。

(緊急援助費の支給の申請)

- 第6条 緊急援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 就園就学緊急援助費交付申請書(様式第1号)に次の各号のいずれかの書類 を添付し、令和3年3月末日までに、市長に提出するものとする。
 - (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
 - (2) 住居確保給付金支給決定通知書
- (決定の通知) 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を 審査し、交付の可否を決定し、就園就学緊急援助費交付決定(却下)通知書

(様式第2号) により申請者にその旨を通知するものとする。

(緊急援助費の請求)

第8条 申請者は、緊急援助費の支給の決定の通知を受けたときは、就園就学緊急援助費請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、瑞穂市立学校設置条例(平成15年瑞穂市条例第54号)第2条から第4条までに規定する小学校、中学校又は幼稚園以外に通学し、又は通園する児童生徒の交付対象者は、支払った給食費の額を証する書類を当該請求書に添付するものとする。

(緊急援助費の決定取消し及び返還)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、緊急援助費 の支給の決定を取消し、又はその交付した額の全部又は一部を返還させるこ とができる。
 - (1)保護者が市外へ転出したとき。
 - (2)偽りその他不正の手段により緊急援助費の交付を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、決定の取消しを必要と認めたとき。 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、緊急援助費の交付に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

別表(第4条関係)

対象児童生徒の区分	支給額単価	支給対象期間	
州家儿里上にい四月	(児童生徒1人当たり)	人和 刈 豕 朔 间	
幼稚園	3,000円/月	保護者が市内に住所を有し、令	
小学校	5,000円/月	和2年9月から令和3年3月までに支払うべき給食費を負担し	
中学校	6,000円/月	た期間	

就園就学緊急援助費交付申請書

					年	月	日
瑞穂市長	宛						
		申請者(作	呆護者)				
		住	所				
		氏	名				
		電	話				
		対針	象児童生徒との続権	丙			
令和2年	度瑞穂市就園就学緊急援助費	費交付要綱	(以下「要綱」とい	いう。)第	56条Œ	規定に	こより

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により申請します。なお、緊急援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件(貸付け又は給付金の支給)について調査・確認することに同意します。

1	対象児童生徒					
	氏 名					
	幼稚園・学校名					
	年次・学年					
2	申請期間	年	月	から	年	月
3	申請理由					

添付書類(以下のいずれかの書類)

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瑞穂市長 印

就園就学緊急援助費交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急援助費については、次のとおり決定したので、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第7条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童生徒

氏 名					
幼稚園・学校名					
年次・学年					
決定期間	年	月	から	年	月

2 却下の理由

就園就学緊急援助費請求書

			年	月	日
瑞穂市長 宛					
	請求	者(保護者)			
		住 所			
		氏 名			
		電 話			
		対象児童生徒との続柄			

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第8条の規定に基づき、次の金額を交付く ださるよう請求します。

1 請求金額

	給食費を支払った			
氏名	幼稚園又は学校名	年次又は学年	対象月	
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月

給食費を支払った月数	ヶ月 ×	支給額単価	円 =	Щ
	77 71 1	又 小口 有見 十二		

2 振込先

		銀行	信用金庫	本店
金融機関		農協	信用組合	支店 出張所
(ゆうちょ銀行以外)	普通 当座	口座番号		
	納税 貯蓄	口座留力		
	記	号		番号
ゆうちょ銀行				
フリガナ				
口座名義人				

添付書類

支払った給食費の額を証する書類 (瑞穂市立の幼稚園小中学校の児童生徒の場合は不要)

報告第13号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部 を改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正 する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の制定のため。

略

改正後 (案) 現行 (補助執行) (補助執行) 第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の 第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の 規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。 規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。 補助執行事項 補助執行事項 職員 職員 教育長 教育長 6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告 6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告 示第22号)、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱(平成18 示第22号)、瑞穂市私立保育所 補助金交付要綱(平成18 年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所等施設整備補助 年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所 施設整備補助 金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振 金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振 興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞 興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞 穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要 穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要 綱(平成30年告示第49号)、瑞穂市副食費の施設による徴 綱(平成30年告示第49号)、瑞穂市副食費の施設による徴 収に係る補足給付事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第32 収に係る補足給付事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第32 号)、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る 号)、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る 副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)、 副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)、 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(令和2 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(令和2 年瑞穂市告示第48号)、令和2年度瑞穂市教育・保育給付 年瑞穂市告示第48号)和2年度瑞穂市教育・保育給付認定 子どもに係る緊急副食援助費交付要綱(令和2年瑞穂市告 認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱(令和2年瑞穂 示156号)、 _____ 市告示156号)、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付 要綱(令和2年瑞穂市告示170号)に係る補助金の交付手続 に係る補助金の交付手続 に関すること。 に関すること。

略

議案第39号

瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について

瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事
- 2 実施期間 令和2年10月から令和3年3月(予定)
- 3 契約方法 一般競争入札(予定)
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府1283番地
- 5 工事概要 施設内の空調等を管理する中央監視装置およびリモート盤の 老朽化に伴い、更新工事を行うもの。

〇中央監視装置 1台

リモート盤 6台

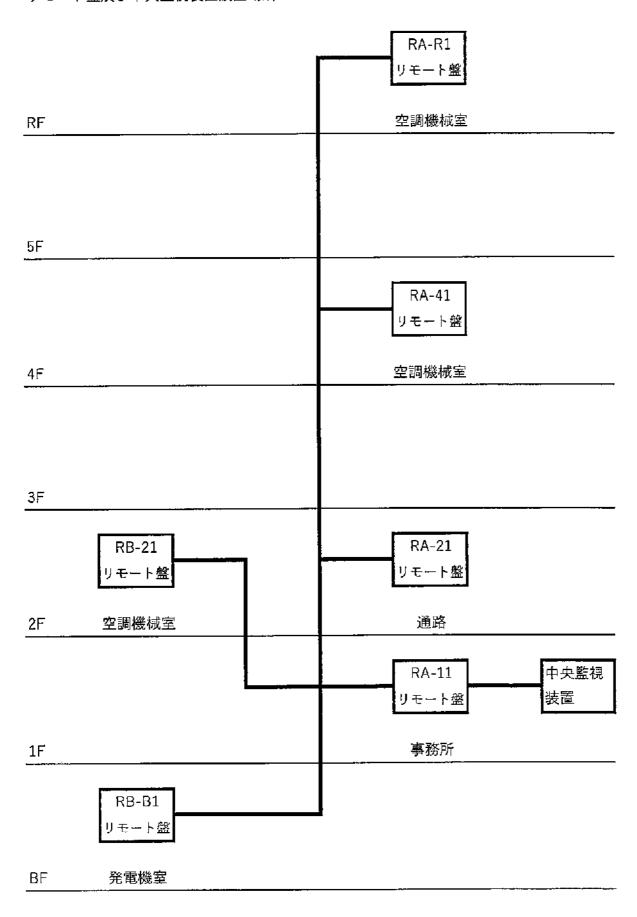
6 予算現額 47,581千円 令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

老朽化に伴う軽微な故障が頻発しており、修理するにあたり製造が終了している部品も多く、適切な施設運営に支障がないように機器を更新するもの。

リモート盤及び中央監視装置設置場所



ホール棟

学習棟

意見聴取

平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞 穂 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 事 業 報 告 書

地方自治法第233条第5項の規定による、平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算 についての主要な施策の成果を説明する書類

令和2年9月2日

瑞穂市長 森 和 之

1. 概 要

平成31年度は、引き続き、第2次総合計画において、まちの将来像として掲げた「誰もが未来を描けるまち みずほ」の実現に向けて、5つの基本目標及び共通目標に掲げた施策を着実に実行するために、事業の計画性、公益性、緊急性、合理性、将来性の項目から評価を行い、事業の優先順位と財源の確保、費用対効果、施行時期などを考慮して事業を精査し、健全な財政運営となるよう、適正な予算執行に努めた。

平成31年度に実施した主な事業として、総合計画の「治水・防災」分野では、牛牧排水機場整備事業、「学校教育」分野では、平常時の学校教育と災害時に活用可能な学校無線LAN整備事業や、小学校への電子黒板の導入などICT教育推進事業、「生涯学習」分野では、総合センターの自家発電設備や防水工事などの改修を行った。また、継続事業である(仮称)中山道大月多目的広場整備事業に着手した。

このような中、平成31年度一般会計歳入歳出決算は、別表に示すとおり、歳入総額17,879,247千円、歳出総額17,179,359千円、歳入歳出差引額699,888千円となるものの、翌年度に繰り越すべき財源が47,326千円となり、実質収支は652,562千円となった。

また、基金積立金現在高は 742,756 千円増加し、地方債現在高は 107,539 千円の増加となった。

2. 歳入決算の特徴

歳入決算の主なものは、前年度と比較すると、市税は 98, 461 千円増額の 7, 145, 802 千円 (1.4%増)、地方譲与税等交付金は 149, 313 千円増額の 1, 488, 196 千円 (11.2%増)、地方交付税は 10, 424 千円増額の 2, 116, 243 千円 (0.5%増)、国県支出金は 76, 855 千円増額の 3, 266, 327 千円 (2.4%増)、寄附金は 13, 790 千円減額の 523, 181 千円 (2.6%減)、繰入金は 547, 250 千円減額の 521, 328 千円(51.2%減)、諸収入は 442, 067 千円減額の 385, 477 千円 (53.4%減)、市債は借入総額で 6, 400 千円減額の 1,003, 100 千円 (0.6%減)となった。

3. 歳出決算の特徴

歳出決算について前年度と比較した結果、増額となった主なものとして、総務費が、自治会活動事業費、基金元金積立事業費、選挙費等で計 444,158 千円増額の 3,237,827 千円 (15.9%増)、民生費は児童扶養手当費、自立支援給付事業費、障害児通所支援事業費等で計 12,325 千円増額の 6,688,027 千円 (0.2%増)、衛生費は、塵芥処理費、生活排水処理費等で計 27,866 千円増額の 1,422,716 千円 (2.0%増)、商工費は、プレミアム付商品券事業、地方創生事業として小簾紅園整備工事等で計 51,661 千円増額の 110,571 千円 (87.7%増)となった。一方、減額となったものは、土木費が、橋りょうの改良など社会資本整備総合交付金事業や河川施設整備事業費等で計 360,085 千円減額の 1,506,241 千円 (19.3%減)、消防費は、常備消防費等で計 410,809 千円減額の 972,205 千円 (29.7%減)となった。

また、節別内訳について前年度と比較した結果、増額となった主なものとして、需用費が民生費、消防費、教育費等で計 17,549 千円増額の 807,168 千円 (2.2%増)、負担金補助及び交付金が総務費、商工費、教育費等で計 72,615 千円増額の 2,454,232 千円 (3.0%増)、扶助費が民生費、衛生費等で計 149,013 千円増額の 3,200,707 千円 (4.9%増)、積立金が 448,970 千円増額の 1,252,158 千円 (55.9%増)となった。一方、減額となったものは、工事請負費が民生費、土木費、教育費等で計 257,393 千円減額の 1,074,422 千円 (19.3%減)、償還金、利子及び割引料が、民生費、公債費で計 331,416 千円減額の 1,008,243 千円 (24.7%減)となった。

別表

1. 総 括

(1) 収支の状況

/ XX / / I .		- m	
(単位	٠	千円)	
(11/-		1 1 1 /	

(1)	权文学机员				(十匹・111)
	<u>K</u>	分	平成 3 1 年度 A	平成30年度 B	増 減 額 A-B
歳	入総	額	17, 879, 247	18, 623, 715	△ 744, 468
歳	出総	額	17, 179, 359	17, 723, 963	△ 544,604
歳み	、歳 出 差 引	額	699, 888	899, 752	△ 199,864
翌年月	度へ繰り越すべき	財源	47, 326	137, 293	△ 89, 967
実	質 収 支 ※	× 1	652, 562	762, 458	△ 109,896
単	年 度 収 支	※ 2	△ 109,896	78, 533	△ 188, 429
基	金 積 立	金	1, 252, 158	803, 188	448, 970
	うち 財政調整基	生金	415, 848	806	415, 042
地方	債 繰 上 償 遺	置 額	0	280, 320	△ 280, 320
財政	調整基金取崩	し額	0	311,000	△ 311,000
実質	単年度収支	※ 3	305, 952	48, 659	257, 293
	D	± ^	0.000.040	0.000.400	415.040
	財政調整基	ま 金	2, 699, 340	2, 283, 492	415, 848
現積 在立	減 債 基	金	1, 207, 888	1, 207, 687	201
高金	その他特定目的	基金	6, 842, 524	6, 515, 817	326, 707
	計		10, 749, 752	10, 006, 996	742, 756

- ※1 実質収支= 歳入歳出差引額 翌年度へ繰り越すべき財源(継続費、繰越明許費等)
- ※2 単年度収支= 当該年度実質収支 前年度実質収支
- ※3 実質単年度収支= 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 財政調整基金繰入額

2,000

189, 426

11, 632, 441

※4 基金については出納整理期間の増減も加味している

(2) 財政指標の状況

収入印紙等購買基金

土地開発基金現在高

地方债現在高

(単位:千円)

0

19

107, 539

2,000

189, 407

11, 524, 902

区 分	平成31年度	平成30年度
基準財政収入額	6, 567, 030	6, 602, 758
基 準 財 政 需 要 額	8, 368, 625	8, 266, 020
標準税収入額等	8, 375, 331	8, 423, 405
標準財政規模	10, 806, 402	10, 833, 998
財政力指数 (3ヵ年平均)	0.78	0.78
経 常 収 支 比 率	86. 2%	85. 6%

※地方財政状況調査表より

2. 歳入・歳出概要

(歳 入) (単位:千円・%)

(歳 入) (単位:千円・%) 平成31年度 平成30年度 比較					
科目	決算額	決算額	増減額	増減率	
1 市 税	7, 145, 802	7, 047, 341	98, 461	1. 4	
2地 方 譲 与 税	191, 797	190, 919	878	0. 5	
3利 子 割 交 付 金	8, 586	19, 047	△ 10, 461	△ 54.9	
4配 当 割 交 付 金	34, 239	29, 407	4,832	16. 4	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 5 交 付 金	18, 304	25, 041	△ 6,737	△ 26.9	
6 地 方 消 費 税 6 交 付 金	905, 142	948, 885	△ 43,743	△ 4.6	
7 自 動 車 取 得 税 7 交 付 金	32, 114	61, 547	△ 29, 433	△ 47.8	
8環 境 性 能 割 8 交 付 金	9, 521	_	9, 521	皆増	
9地方特例交付金	288, 493	64, 037	224, 456	350. 5	
10地 方 交 付 税	2, 116, 243	2, 105, 819	10, 424	0. 5	
11 交 通 安 全 対 策 11 特 別 交 付 金	6, 632	6, 952	△ 320	△ 4.6	
12 分 担 金 及 び 負 担 金	21, 285	22, 667	△ 1,382	△ 6.1	
13 使 用 料 及 び 数 料	491, 246	589, 961	△ 98,715	△ 16.7	
14 国 庫 支 出 金	2, 075, 036	1, 967, 480	107, 556	5. 5	
15 県 支 出 金	1, 191, 291	1, 221, 992	△ 30, 701	△ 2.5	
16 財 産 収 入	10, 678	41, 832	△ 31, 154	△ 74.5	
17 寄 附 金	523, 181	536, 971	△ 13, 790	△ 2.6	
18 繰 入 金	521, 328	1, 068, 578	△ 547, 250	△ 51.2	
19 繰 越 金	899, 752	838, 195	61, 557	7.3	
20 諸 収 入	385, 477	827, 544	△ 442,067	△ 53.4	
21 市 債	1, 003, 100	1, 009, 500	△ 6,400	△ 0.6	
計	17, 879, 247	18, 623, 715	△ 744, 468	△ 4.0	

(歳 出) (単位:千円・%) 平成31年度 平成30年度 比較 科 目 決算額 決算額 増減額 増減率 1 議 会 費 156, 733 160, 194 △ 3,461 \triangle 2.2 2 総 務 費 3, 237, 827 2, 793, 669 444, 158 15.9 3 民 生 費 6,688,027 6,675,702 12, 325 0.2 4 衛 生 費 1, 422, 716 1, 394, 850 27,866 2.0 5 労 働 費 5,075 5,079 \triangle 4 \triangle 0.1 6農林水産業費 151, 245 152, 957 △ 1,712 \triangle 1.1 7 商 工 費 110, 571 58,910 51,661 87.7 8 土 木 費 1, 506, 241 1,866,326 \triangle 360, 085 △ 19.3 費 9消 防 972, 205 1, 383, 014 △ 410,809 △ 29.7 費 10 教 育 1, 982, 345 1, 982, 048 297 0.0 11 公 債 費 946, 374 1, 251, 214 △ 304,840 △ 24.4 費 0 0 0.0 12 予 備 0 計 17, 179, 359 17, 723, 963 △ 544, 604 \triangle 3.1

※端数整理により端数1の不一致有り

3. 歳出内訳(節別)

(単位:千円・%)

SrA-	平成31年度	平成30年度		比較			
節	決 算 額	決 算 額	増 減 額	増 減 率			
1 報 酬	206, 990	211, 295	△ 4, 305	△ 2.0			
2 給 料	1, 110, 372	1, 310, 706	△ 200, 334	△ 15.3			
3 職員手当等	887, 613	1, 069, 112	△ 181, 499	△ 17.0			
4 共 済 費	464, 857	546, 950	△ 82, 093	△ 15.0			
5 災害補償費	0	559	△ 559	△ 100.0			
7 賃 金	536, 518	554, 532	△ 18,014	△ 3.2			
8 報 償 費	47, 808	44, 007	3, 801	8. 6			
9 旅 費	30, 500	28, 404	2, 096	7. 4			
10 交 際 費	588	782	△ 194	△ 24.8			
11 需 用 費	807, 168	789, 619	17, 549	2. 2			
12 役 務 費	195, 959	181, 857	14, 102	7.8			
13 委 託 料	2, 722, 658	2, 839, 127	△ 116, 469	△ 4.1			
14 使用料及び賃借料	184, 350	174, 316	10, 034	5. 8			
15 工 事 請 負 費	1, 074, 422	1, 331, 815	△ 257, 393	△ 19.3			
16 原 材 料 費	335	352	△ 17	△ 4.8			
17 公有財産購入費	60, 715	123, 071	△ 62, 356	△ 50.7			
18 備品購入費	232, 668	228, 711	3, 957	1. 7			
19 負担金補助及び 交 付 金	2, 454, 232	2, 381, 617	72, 615	3. 0			
20 扶 助 費	3, 200, 707	3, 051, 694	149, 013	4. 9			
21 貸 付 金	25, 000	25, 000	0	0.0			
22 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	16, 725	17, 414	△ 689	△ 4.0			
22 賠 償 金 23 償還金、利子及び 割 引 料	1, 008, 243	1, 339, 659	△ 331, 416	△ 24.7			
24 投資及び出資金	10,000	10, 000	0	0.0			
25 積 立 金	1, 252, 158	803, 188	448, 970	55. 9			
27 公 課 費	790	592	198	33. 4			
28 繰 出 金	647, 983	659, 584	△ 11,601	△ 1.8			
30 予 備 費	0	0	0	0.0			
計	17, 179, 359	17, 723, 963	△ 544, 604	△ 3.1			

〔歳入科目決算の状況〕

(款) 01 市 税

7, 145, 802 千円

(1) 市税科目別収入状況

(単位:千円)

科	3	調定額	収入済額	徴収率	主 な 内 容	(中位・111)
市民	税	3, 529, 683	3, 431, 283	97. 2%	個人 3,036,150 現年課税分 滞納繰越分 法人 395,133 現年課税分 滞納繰越分	3, 000, 586 35, 564 394, 429 704
固定資産	意税	3, 350, 896	3, 269, 132	97. 6%	現年課税分 滞納繰越分 国有資産等所在市町村交付金及び納付金	3, 245, 056 22, 346 1, 730
軽 自 動 車	I 税	145, 245	135, 016	93. 0%	現年課税分 滞納繰越分 環境性能割	131, 898 1, 974 1, 144
市たばこ	税	310, 371	310, 371	100.0%		
計		7, 336, 195	7, 145, 802	97. 4%		

(端数整理により端数1の不一致有り)

(参考) 市税の市民負担の状況

		科		目		収 入 済 額	構成比	市民1人あたり 負 担 額	1世帯あたり 負 担 額
						(千円)		(円)	(円)
市			民		税	3, 431, 283	48.0%	62, 369	158, 000
	個				人	3, 036, 150	42.5%	55, 187	139, 805
	法				人	395, 133	5. 5%	7, 182	18, 195
固		定	資	産	税	3, 269, 132	45.8%	59, 421	150, 533
	固	定	資	産	税	3, 267, 402	45. 7%	59, 390	150, 453
	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金			1,730	0.1%	31	80		
軽	•	自	動	車	税	135, 016	1.9%	2, 454	6, 217
市		た	ば	Ĺ	税	310, 371	4. 3%	5, 641	14, 292
			計			7, 145, 802	100.0%	129, 885	329, 042

(端数整理により端数1の不一致有り)

※ 平成31年度末現在の人口及び世帯数

55,016 人 21,717 世帯

目	予算額	決算額	主 な 内	容
民生使用料	201, 443	201, 218	ふれあいホームみずほ使用料	242
			保育所延長保育料	11,026
			放課後児童クラブ保育料	50, 911
			一時預かり事業保育料	3, 159
			保育所保育料	135, 880
衛生使用料	56, 126	57, 519	火葬場使用料	3, 968
			霊柩車使用料	1, 395
			墓地使用料	900
			コミュニティ・プラント使用料	50, 086
			駅西会館使用料	1,093
			行政財産使用料	67
			美来の森館使用料	8
農林水産業使用料	228	229	ふれあい農園使用料	229
土木使用料	68, 445	66, 312	道路占用料	15, 936
			自転車駐車場等使用料	36, 197
			駅前施設使用料	508
			公園占用料	37
			行政財産使用料	12
			公園使用料	3
			公営住宅使用料	13, 618
消防使用料	1,019	967	防災コミュニティセンター使用料	957
			自動販売機設置料	10
教育使用料	34, 742	32, 212	教育支援センター使用料	511
			幼稚園保育料	9, 737
			公民館使用料	3, 163
			総合センター使用料	7, 244
			体育施設使用料	11, 502
			市有財産使用料	55

(項) 02 手数料

122, 293 千円 (単位:千円)

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
総務手数料	23, 046	25, 191	自動車臨時運行許 税務証明交付手数 市税督促手数料 戸籍関係証明手数 住民票関係証明手 印鑑証明等交付手 情報公開手数料	料 料 数料			331 3, 535 2, 324 5, 553 8, 504 4, 941 3
民生手数料	59	87	生活管理指導短期 保育所保育料督促 放課後児童クラブ 保育所延長保育料	手数料 保育料督促手			45 20 19 3

E	予算額	決算額	主	な	内	容	
衛生手数料	83, 634	94, 163	畜犬登録手数料				920
			狂犬病予防注射済	票交付手数料	¥		1, 291
			ごみ処理手数料				91,856
			(うち粗大ごみ手	三数料 22,0	42千円)		
			(うち剪定木処理	里手数料 1,	220千円)		
			廃棄物許可申請手	数料			55
			墓地許可証再交付	手数料			19
			コミュニティ・プ	ラント使用料	斗督促手数料		22
土木手数料	2, 545	2,850	屋外広告物許可手	数料			2,709
			放置自転車移動手	数料			39
			都市計画証明手数	料			4
			境界確認証明手数	料			14
			下水道指定工事店	申請手数料			84
教育手数料	10	2	幼稚園保育料督促	手数料			2

(款) 14 国庫支出金

2,075,036 千円

(項) 01 国庫負担金	1,775,165 千円

(項) 0 1 国庫負担金	定		1,775,165 千円			(単位:千円)	
Ш	予算額	決算額	主	な	内	容	
民生費国庫負担金	1, 795, 684	1, 774, 175	国民健康保険基盤	建安定負担金		43, 498	
			特別障害者手当絲	計費負担金		11,896	
			障害児福祉手当総	計費負担金		4, 297	
			介護保険料軽減負担金				
			障害者自立支援総	計費負担金		327, 500	
			障害者医療費負担金				
			障害児施設措置費	負担金		113,000	
			給付費負担金			191, 812	
			母子生活支援施設	设措置費負担金		1,812	
			児童扶養手当負担金			67, 688	
			児童手当交付金			739, 728	
			生活保護費負担金	È		247, 357	
			自立相談支援事業	掌 負担金		11, 925	
			住居確保給付金事	F業費負担金		901	
			被保護者就労支援	等業負担金		2, 984	
			助産施設措置費負	担金		150	
衛生費国庫負担金	1, 100	990	未熟児養育医療総	計事業費負担金	<u> </u>	990	

(項) 02 国庫補助金 287, 316 千円 (単位:千円)

() ()	_			,		· ' I—	1 1 17
目	予算額	決算額	主	な	内	容	
総務費国庫補助金	61,841	49, 160	社会保障・税番号制	度システム	整備費補助金		2, 391
			個人番号カード交付	事業費補助会	È		7, 192
			個人番号カード交付	事務費補助金	È		2,874
			個人番号カード利用]環境整備費ネ	甫助金		254
			地方創生推進交付金	金			9,900
			プレミアム付商品券	事務費補助金	È	1	3, 488
			プレミアム付商品券	事業費補助金	奁	1	3,061

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
民生費国庫補助金	65, 052	72, 969	市町村地域生活力	支援事業費補助	金		8, 132
			生活困窮者自立力	支援事業費補助	金		7, 318
			高等技能訓練促進	生費等補助金			2,206
			自立支援教育訓練	東支援事業補助	金		75
			ひとり親家庭への総合的	な支援のための 相談	窓口の強化事業補助金		341
			児童虐待・DVጳ	対策等総合支援	事業費補助金		1, 127
			子ども・子育て支	援交付金			40, 479
			子ども・子育て支援	体制整備総合推進	基事業費補助金		917
			保育所等整備交付	寸金			658
			保育対策総合支持	爰事業費交付金			2,816
			子ども・子育て対	支援事業費補助	金		6, 174
			子育てのための加	ف設等利用給付	交付金		1,751
			未婚の児童扶養手当受	給者に対する臨時・	特別給付金事業補助金		700
			未婚の児童扶養手当受	給者に対する臨時・	特別給付金国庫補助金		198
			児童扶養手当シス	ステム改修事業	補助金		77
二 衛生費国庫補助金	26, 756	23, 231	循環型社会形成的	#進交付金			16, 927
州工员 四 产 皿 为 亚	20,100	_0, _01	がん検診推進事業				1,623
			風しん抗体検査事				4, 391
			母子保健衛生費目				290
土木費国庫補助金	33, 313	33, 333	社会資本整備総合交	ど付金(市道4-103	号線柳一色歩道橋)		15,000
			社会資本整備総合	交付金(橋りょう	長寿命化修繕事業)		17,600
			木造住宅耐震診断	所助成事業補助	金		93
			木造住宅耐震補品	鱼工事費補助金			534
			ブロック塀等撤去	长工事費補助金			106
	118, 406	108, 623	小学校特別支援学	学級就学奨励費	補助金		805
2(17)X [[] / 1 1111/V [[]		,	中学校特別支援等				515
			要保護児童生徒接		1114.74.22		36
			幼稚園就園奨励費				7, 350
			学校施設環境改善)		20, 292
			理科教育設備整備				3, 167
			小学校理科観察到		助金		467
			スクールサホ゜ートスタッフ配	置事業費補助金	È		818
			無線LAN普及支援				43, 597
			子ども・子育て支	援交付金			154
			子育てのための施設	等利用給付交付金	(未移行幼稚園分)		31, 422

(項) 03 委託金				12,555 千円				
目	予算額	決算額	主	な	内	容		
総務費委託金	855	855	中長期在留者住居自衛官募集事務委		委託金		795 60	
民生費委託金	9, 285	11, 038	国民年金事務費交 年金生活者給付費 特別児童扶養手当	 交付金	金		9, 771 1, 039 228	
土木費委託金	648	662	樋門管理委託金				662	

(款) 15 県支出金

(項) 01 県負担金

1,191,291 千円

(単位:千円) 674,936 千円 決算額 内 目 予算額 主 な 容 653,075 国民健康保険基盤安定県負担金 民生費県負担金 654, 124 134, 085 障害者自立支援給付費県負担金 163, 750 障害者医療費県負担金 250 障害児施設措置費県負担金 56, 500 後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 51, 407 介護保険料軽減県負担金 4,564 給付費県負担金 81, 783 子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金 876 母子生活支援施設措置費県負担金 906 助産施設措置費県負担金 75 児童手当費県負担金 158,813 生活保護費県負担金 58 民生委員推薦会県負担金 8 衛生費県負担金 550 550 未熟児養育医療給付事業費県負担金 550 土木費県負担金 2,862 2,862 地籍調査費負担金 2,862 15,865 子育てのための施設利用給付交付金県費負担金(未移行幼稚園分) 教育費県負担金 16,979 15,865 2,584 屋外広告物簡易除去等事務県交付金 県委譲事務交付金 2,536 103 有害鳥獣捕獲許可等事務県交付金 272 県人口動態統計調査県交付金 109 十地改良事業認可事務県交付金 30 煙火消費許可等事務県交付金 38 計量に係る勧告事務県交付金 47 商工会設立許可等事務県交付金 37 開発許可申請事務県交付金 120 騒音特定施設設置届出事務県交付金 36 浄化槽設置届出事務県交付金 45 療育手帳交付等事務県交付金 38 自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請等事務県交付金 135 建築確認申請事務県交付金 36 農業近代化資金貸付申請事務県交付金 45 母子寡婦福祉資金貸付申請等事務県交付金 35 30 優良宅地認定申請事務県交付金 死亡獣畜処理許可事務県交付金 30 特定動物脱出通報受理事務県交付金 34 開発協議審査事務県交付金 30 県重要文化財現状変更許可申請書経由事務県交付金 30

(項) 02 県補助金

361,607 千円

県重要文化財現状変更許可等事務県交付金

旅券発給事務県交付金

県輸出関係調査県交付金

個人土地区画整理事業認可等事務県交付金

液化石油ガス販売事業者登録事務県交付金

高圧ガス保安法に基づく製造許可事務等県交付金

(単位:千円)

18

30

94

90 8

1,064

				, , , , ,		· · · · ·	
目	予算額	決算額	主	な	内	容	
総務費県補助金	4, 149	2, 212	自主運行バス運行	費県補助金		,	2, 212

п	之	決算額	主	な	 内	容			
B	予算額					谷			
民生費県補助金	242, 957	245, 862					4,066		
			身体障害者福祉対策				120 71		
				精神障害者小規模作業所等交通費助成事業県補助金難聴児補聴器購入費等助成事業県補助金					
			,				86		
			老人クラブ活動等事			,	2, 749		
			悔性医療實際補助的	E 里及心身 乳幼児等			97, 464 69, 852		
				和列允等 母子等	•		16, 151		
				父子		=	487		
			 福祉医療費助成事業				5, 537		
			福祉医療費助成事業				1, 998		
			乳幼児保育特別対策				269		
			子ども・子育て支援		, , , <u> </u>	4	32, 438		
			施設型給付費等県補	前助金			7, 439		
			岐阜県第3子以降係	R育料無償化	事業費補助金		1,380		
			保育対策総合支援事	事業費県補助	金		1,800		
			低年齡児保育促進事	事業県補助金	:		1, 135		
			小規模児童クラブ・季	節児童クラブ	事業費県補助金		267		
			岐阜県多子世帯病児・帰				38		
			岐阜県療育支援体制				1, 377		
			特支学校等の臨時休業に伴	う放課後デイサー	ービス支援事業費補助金		1, 138		
衛生費県補助金	40, 751	39, 421	浄化槽設置整備事業			,	32, 595		
			健康増進事業費県補	輔助金			4, 525		
			地域自殺対策強化事	事業費県補助	金		108		
			一般不妊治療助成事				425		
			大腸がん検診受診率				1,628		
			岐阜県清流の国ぎる	5推進補助金			140		
農林水産業費県補助金	56, 940	56, 580	水田フル活用推進事	事務費県補助	金		3, 240		
			農業委員会県交付金	臣			2, 148		
			元気な農業産地構造	造改革支援事	業県補助金		1,585		
			学校給食地産地消費				618		
			水田農業構造改革市				100		
			自作農財産管理事務				67		
			森林環境税事業県補		•		898		
			農業次世代人材投資		金		6,000		
			農業委員会費県補助		: 114. /\	,	1, 225		
			多面的機能支払交付			4	23, 690		
			機構集積協力金交付産地パワーアップ				489 8, 369		
			<u> </u>				6, 179		
							1,000		
			スマート農業技術導				972		
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 1 · 114 · NA		0.2		
商工費県補助金	13, 002	13, 002	消費者行政活性化基	甚金事業県補	i助金		102		
			岐阜県清流の国ぎる				12, 900		
土木費県補助金	837	944	土地利用規制等対策	 管費県交付金	:		245		
			木造住宅耐震補強コ	匚事費県補助	金		600		
			木造住宅耐震診断即	力成事業県補	i助金		47		
			ブロック塀等撤去〕	口事費県補助	金		52		

目	予算額	決算額	主	な	内	容
教育費県補助金	4, 303	3, 586	スクールサポートスタッフ配 多文化共生推進補 岐阜県清流の国き	前助金		1, 636 1, 700 250

(項) 03 委託金

		154,	748 千円		(単位:千円)	
決算額	-	È	な	内	容	

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
総務費委託金	109, 411	114, 618	県広報紙配布県委	県広報紙配布県委託金			
			個人県民税徴収取	极県委託金		87	7,865
			参議院議員通常選	建 举事務県委託	金	14	1,002
			県議会議員選挙事	務県委託金		8	3, 572
			厚生統計調査(人	、口動態)県委	託金		59
			経済センサス調査	E 県委託金			397
			経済センサス調査	E 区管理県委託	金		2
			全国家計構造調查	Ĩ.			925
			農林業センサス県	人委託金		1	1,860
			学校基本調査県委	託金			6
			工業統計調査県委	託金			280
			県輸出関係調査県	人委託金			11
			国勢調査準備(調	[香区設定分]			150
民生費委託金	286	306	戦没者遺族特別甲	B慰金等支給事	務県交付金		21
			人権啓発活動県委				263
			厚生労働統計調査	企事務交付金			22
土木費委託金	38, 674	38, 675	堤防除草県委託金			20	0 675
上小貝安託並 	30,074	50,075	使	<u> </u>		38	3, 675
教育費委託金	1, 149	1, 149	清流の国ぎふふる	。 さと魅力体験	事業費委託金	1	1, 149

(款) 16 財産収入

(項) 0 1 財産運用収入

10,678 千円

(項) 01 財産運用収	又入		7,	018 千	円	(単位:	千円)
目	予算額	決算額	主	な	内	容	
財産貸付収入	3, 215	4, 038	土地・建物貸付収入				4, 038

財産貸付収入	3, 215	4, 038	土地・建物貸付収入	4, 038
エロフ ひっぱまつい 人	0.070	0.000	サル部 東井 人名 人和フ	040
利子及び配当金	2, 972	2, 980	財政調整基金預金利子	848
			減債基金預金利子	201
			公共施設整備基金預金利子	809
			ふるさと応援基金利子	69
			地域振興基金預金利子	5
			土地開発基金預金利子	19
			下水道事業対策基金預金利子	904
			地域福祉基金預金利子	28
			ふるさと農村活性化対策基金利子	1
			庁舎建設基金預金利子	43
			株式配当金	51

(項) 02 財産売払収入

3,660 千円 (単位:千円)

				0,000 1			(十四・111)	
目	予算額	決算額	主	な	内	容		
不動産売払収入	1,023	1, 428	土地・建物売払収入	1件	11 m²		141	
			法定外公共物払下収入	6件	$87.89\mathrm{m}^2$		1,287	

(単位:千円)

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
物品壳払収入	1,678	2, 232	デスクトップパソ	コン等機器点	· · · · · · · · · · · · · ·		51
			生涯学習センター	自主事業チク	アット売払代金		2, 181

(款) 17 寄附金 (语) 0.1 客附金

523, 181 千円 523, 181 千円

(五五)	\ \ \ 1	安 [[4]	
(項)	<i>,</i> 0 1	寄附金	

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
一般寄附金	8	8	一般寄附金				8
民生費寄附金	110	110	福祉費寄附金				110
衛生費寄附金	188	189	レジ袋収益寄附金				93
			清掃費寄附金				96
教育費寄附金	0	100	図書館事業寄附金				100
ふるさと応援寄附金	550,000	522, 774	ふるさと応援寄附金			52	2,774

(款) 18 繰入金

521,328 千円 11 945 千円

(項) 01 特別会計繰入金

11,945 千円		(単位:千円	9)
ta	内	突	

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
国民健康保険事業 特別会計繰入金	11, 063	11, 062	国民健康保険事業	特別会計繰入	金		11, 062
後期高齢者医療事業 特別会計繰入金	883	883	後期高齢者医療事	業特別会計網	桑入金		883

(項) 02 基金繰入金

509, 383	千円	(単位:千円

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
公共施設整備基金	357, 200	357, 200	公共施設整備基金	繰入金			
繰入金			道路改良費			20,00	00
			道路維持費			120,00	00
			河川改良費			73, 30	00
			河川維持費			50,00	00
			橋りょう改良費			7, 60	00
			橋りょう維持費			23, 70	00
			保育所費			10,00	00
			事務局費			10,00	00
			学校管理費			20,00	00
			総合センター費			22, 60	00
ふるさと応援基金 繰入金	148, 833	148, 633	ふるさと応援基金	繰入金		148, 63	13
遺跡和宮公園維持 管理基金繰入金	3, 250	3, 250	遺跡和宮公園維持	管理基金繰入	金	3, 25	50
ふるさと農村活性化 対策基金繰入金	300	300	ふるさと農村活性	化対策基金線	美入金	30	0

(款) 19 繰越金

899,752 千円

(項) 01 繰越金			899,752 千円						
E	予算額	決算額	主	な	内	容			

目	予算額	決算額	主	な	内	容
繰越金	899, 751	899, 752	純繰越金 繰越明許費充当財	源繰越金		762, 459 137, 293

(款) 20 諸収入

385,477 千円

(項)	0.1	延滞金加算金及び過料
(「尺)	\circ	

13,356 千円

(単位:千円)

120			,				
目	予算額	決算額	主	な	内	容	
延滞金	10, 230	13, 356	市税延滞金保育所保育料延滞金			13, 3	352 4
加算金	1	0					
過料	1	0					

(項) 02 市預金利子

82 千円 (単位: 千円)

Ħ	予算額	決算額	主	な	内	容	
市預金利子	81	82	歳計現金預金利子	_			74
			指定金融機関担保	以預金利子			8

(項) 03 貸付金元利収入

25,000 千円 (単位:千円)

目	予算額	決算額	主	な	内	容
貸付金元利収入	25, 000	25, 000	勤労者生活資金融 勤労者住宅資金融 中小企業損失補償	資預託金		2,000 3,000 20,000

(項) 04 受託事業収入

0 千円

(単位:千円)

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
総務費受託事業収入	1	0					0

(項) 05 雑 入

347,039 千円

				11,000 111		(十14.	1 1 47
目	予算額	決算額	主	な	内	容	
滞納処分費	1	0					0
弁償金	1	0					0
違約金及び延納利息	1	0					0
過年度収入	1, 515	1, 518	過年度精算金				
			児童手当国庫負	担金			145
			児童手当県負担	金			28
			児童扶養手当給	付費国庫負担	金		69
			生活保護費国庫	負担金			868
			特別障害者手当	等給付費国庫	負担金		40
			未熟児養育医療	給付事業費国	庫負担金		355
			未熟児養育医療	給付事業費県	人負担金		12

目	予算額	決算額	主	な	内	(単位:千円) 容
雑入	341, 327	345, 521	議会費雑入			
			(公財)岐阜県市	町村振興協会国	助成金	42
			√公≤女 ##. 九份 ¬1			
			総務費雑入 もとす広域連合	·派	全	39, 997
			(公財)岐阜県市			1, 248
			雇用保険料・労			1, 553
			職員団体保険事	孫費		884
			職員個人年金井			26
			職員火災・自動		! 扱交付金	17
			職員 I Cカート 派遣職員費用負			14 4, 642
			職員任意共済事			4, 042
			バナー広告料	· 未 于 切 入 门 亚	•	194
			広報紙広告料			158
			(公財)岐阜県	具市町村振興協	会市町村交付金	16, 834
			マスコットキャ	ァラクターグッ	ズ販売収入	73
			損害共済金	\'E =		1, 875
			損害共済分担金 庁舎自販機電気			5 272
			广鲁広告電気代 广鲁広告電気代			16
			庁舎自販機販売			18
			光熱水費負担金	Ž		904
			システム障害に			35
			自動車損害共済		戻金	12
			総務管理費雑入			5
			収入印紙販売等 岐阜県収入証紙		:** /***	322 23
			休日・夜間申請		· 数入1日	6
			公衆電話料	130111211		3
			コピー及び印刷	1代		122
			予納金返還金			856
			公団分収林委託			1,020
			馬場公園集会所	们用負担金		228
			民生費雑入			
			乳幼児等医療費	と (現年度) 還	付金	11, 627
			乳幼児等医療費	と (過年度) 還	付金	7, 244
			母子医療費(玛	,,		2, 771
			母子医療費(過			452
			重度身障者医療			42, 076
			重度身障者医療 福祉医療費(玛			17, 411 91
			福祉医療費(遊			11
			日本スポーツ振			3, 472
			高齢者地域支援	受事業負担金		58, 489
			生活保護費返還			3, 501
			生活保護費返還			33
			生活保護徴収金			340
			生活保護徴収金 生活管理指導短			30
					: (広域連合)	_
			介護給付費負担			29, 424
			後期高齢者療養			2, 440

						(単位:千円)
目	予算額	決算額	主	な	内	容
			低所得者保険料轁	E減費負担金料	青算金(広域連合)	388
			児童手当返納金			110
			児童扶養手当返済	納金		8
			児童扶養手当(注	過年度)返納	分 金	23
			日本スポーツ振興セ	ンター保護者等	負担金 (保育所分)	275
			保育実習負担金			597
			児童福祉費雑入			3
			保育所給食費等	負担金		26, 444
			衛生費雑入			
			葬祭具消耗品売	払収入		58
			特定保健指導事	業費		5,600
			健康増進事業費			140
			実習指導料(保付			108
			養育医療費返還		(分)	640
			廃棄物売払収入			14, 365
			ごみ袋広告掲載			550
			駅西会館自動販	元機電気料		40
			農林水産業費雑入			
			農業者年金事務	委託金		135
			コピー及び印刷			15
			土地改良施設維		心事業交付金	18, 684
			東京都瑞穂町産	業まつり等物	贩壳払収入	108
			経営転換協力金	返還金		335
			土木費雑入			
			取水施設地区負	担金		6, 908
			排水機維持管理	金		213
			コピー及び印刷	代		33
			管内図・白図等	売払収入		19
			河川維持費雑入			1
			道路維持費雑入	(過年度電気	(料還付金)	4
			消防費雑入			
			防災ラジオ負担	金		78
			消防団員等退職	報償共済金		4, 567
			消防水利事故弁	償金		356
			教育費雑入			
			幼稚園交通安全	協力費		1, 214
			私用電話料			41
			瑞穂大学受講料			229
			社会教育講座受			224
			体育行事参加者会			287
			コインロッカー	•		3
			図書館カード代	(再発行)		19
			貸出図書弁済費	*10CH F-111		3
			図書館コピー及る	,		20
			図書館公衆電話	•	かた 4.11 人 / ユンドナ bobo /	16
			日本スポーツ振興も		寺貝担金(字校等)	2, 490
			幼稚園実習負担			489
			学校教育総務費等 自動販売機手数			150
			日野双冗楼士级	け・电刈付		759
Ī	1	1	1			

目	予算額	決算額	主な内容
			ガラス工房陶芸釜使用電気料 4
			巣南公民館公衆電話料 1
			公民館等コピー及び印刷代 1,431
			広告付案内地図板電気料 7
			穂積のあゆみ等売払代 1
			食用廃油売払代 8
			穂積北中改修工事光熱水費実費負担分 1
			幼稚園改修工事光熱水費実費負担分 1

(款) 21 市債

(項) 01 市債

1,003,100 千円

1,003,100 千円

			1, 00	3, 100 111		(中位・111)
目	予算額	決算額	主	な	内	容
土木債	171, 100	171, 100	地方道整備事業債			63, 500
			河川整備事業債			93,600
			緊急自然災害防止対	対策事業債		14, 000
消防債	57, 300	57, 300	緊急防災・減災事業	 ()		45, 900
			施設整備事業債			11, 400
let -la tela			HI.W. N.W	to the set of the fact of	tota — La XIII tota	
教育債	220, 600	138, 700	防災・減災・国土強		策事業債	39, 900
			一般補助施設整備等	幹事業債		31,000
			市民文化施設整備事	事業債		67, 800
₩ n+ □.h -r l 1.	202 000	COC 000				606.000
臨時財政対策債	636, 000	636, 000	臨時財政対策債			636, 000

(款) 03民生費

目	主	な	事	業	内	容	٤	成	果
06福祉センター 費	●老人福祉セン 老人福祉セン			に関する経	費。				
7,000 千円	(1) 利用者 (2) 主な管理 ・燃料費 ・水道光 ・清掃、 ・老人福 ・修繕費	数 理経費 (ガス代) 熟費 電気設備保 吐センター (非常用照	延. 守、麦餓 業務委計	近 石取替委訂	£等 方社会福祉協	3議会委託)	1, 0 1, 1 2, 3	28千円 199千円 25千円 120千円 131千円	5, 072千円
	●福祉センター 福祉センター	—	管理に関 [、]	する経費。					
		数 理経費	延 瑞穂市シ		オセンター委	詳託)	,	208千円 265千円	1,928千円

(項) 02 児		2, 889, 08							
目	主な	事	業		7	容	と	成	果
1児童福祉総務費 397,025 千円	1. 人件費(給料、) 幼児支援課				日現在)			53	3, 182千円
	2. 児童福祉総務費 (1) 主な経費		3, 997∓						
	・子育て応援サ	イト運営委託	E料				1,962	千円	
	・子ども・子育	て支援事業計	画策定	委託料			1,705	千円	
	●すこやか児童育成費 放課後児童健全育成	•	る放課後	児童クラ	ブの運営	·経費(人作	件費を除ぐ	<)。	
	3. すこやか児童育							13	3,828千円
	(1) 放課後児童ク	ラブの利用状					(令:	和2年3月	1日現在)
	校区別	生津小	本田小	穂積小	牛牧小	西小	中小	南小	合計
	利用児童数	64人	85人	103人	90人	17人	29人	68人	456人
	・社会教育指導 ・光熱水費、電	(2) 主な経費・社会教育指導員報酬 1名・光熱水費、電話代、保険料等・放課後児童健全育成事業に関する委託料							
	●地域子育支援センタ地域子育て支援センタ	ター事業に	係る運営	経費で、	消耗品費	、光熱水	費が主な網	圣費 。	
	4. 地域子育支援セ]	1,996千円
	(1) 地域子育て支						1		
	事業名/			保育所		2 保育所 170組			
		園庭・支援室開放 7,177組							
	にこにこ広場			887組		213組			
	子育てセミナ			94組		88組			
	絵本・育児書			118組		78組			
	出張ひろば(月1回)		207組		155組			
	子育て相談			160件		85件			

直 主 な 事 業 内 容 と 成 果

●児童扶養手当費

父親(母親)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図り、 児童の福祉の増進のために手当の支給に係る経費。

5. 児童扶養手当支給事業

206,205千円

・児童扶養手当の支給状況 受給者対象者数 350人 (令和2年3月31日現在)

		0007	_ 1 0)101	
区分	支給対象延受給者	が数 き	え 給 智	額
全部支給者	2, 819	人 1	20, 657	千円
一部停止者	2, 083	人	61, 757	千円
第2子加算	1,844	人	17, 390	千円
第3子以降加算	506	人	2,889	千円
13条の2	101	人	1,815	千円
13条の3	0 .	人	0	千円
13の2かつ13条の3	4 .	人	48	千円
計	_	2	204, 556	千円

※手当の月額 全部支給 42,910円、第2子加算 10,140円、第3子以降加算 6,080円※支給時期 4月 318人、 8月 323人、11月 340人 1月 338人、3月342人 随時 42人

●家庭児童相談室運営費

家庭相談員(嘱託員)を配置し、家庭児童福祉に関する相談指導業務を行うとともに、関係機関との連携強化を図り要保護児童対策を行う経費。

6. 家庭児童相談室運営費

4,837千円

· 家庭相談員報酬

2人

1名

4,330千円

●助産施設措置費

「瑞穂市助産の実施及び母子保護の実施」に関する規則に基づき、助産施設における助産の実施を行う経費。

7. 助産施設措置費

300千円

●母子生活支援施設措置費

「瑞穂市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則」に基づき、配偶者のない女子等から申し込みがあり、基準に該当する場合は、児童福祉法に基づく母子生活支援施設における保護を実施し、その費用を支弁するもの。

8. 母子生活支援措置費

3,812千円

●子育て支援事業費

民間の施設等を利用することにより、子育て相談事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、子育て支援員研修事業、病児・病後児保育事業及び認可外保育所補助事業の子育て支援事業を実施。

9. 子育て支援事業

22,108千円

- (1) 子育て相談事業
 - 子育て相談員報酬

嘱託員 4人

8,659千円

・訪問内容 のびっこ広場 46回、1歳6カ月児健診 22回、2歳児相談 36回、 事前相談 24件、3歳児健診 6回、保育所 132回、

親子ふれあい教室 10回、にこにこ広場 10回、どんぐり・わいわい広場 2回

·相談件数 575件

(2) ファミリー・サポート・センター事業

・ファミリー・サポート・センター事業委託料

6,061千円

委託先: NPO法人 キッズスクエア瑞穂

(提供会員 228人、利用会員 698人、両方会員 11人、活動件数 2,425件)

(3) 子育て短期支援事業

・児童ショートステイ・児童トワイライトステイ委託料

11千円

委託先:誠心寮、日本児童育成園、樹心寮、大野慈童園 (ショートステイ 利用児童 1人、年間延べ 1日)

目		主	な	事	業	内	容	ک	成	果
	(4)	子育て支	で接員研修事	業						
	•	子育て支	で 援員研修事	業委託	料			1, 0	08千円	
	(5)		F後児保育事	業				-	69千円	
		区	分		施設数		延べ人数	負担金	-	
			支阜市		5 カ所		246 人		56 千円	
			上方町		1 ヵ所		50 人	1, 00	05 千円	
		揖	斐川町		1ヵ所		1 人		8 千円	
	(c)	対 ゴ か た	ᅔᇎᆂᄜᅧ	로 게 스				1 1	01 て .Ⅲ	
	(6)	認 可外接 区	R育所補助事 分)歳児	1歳児	2歳		01千円 補助金額	
			 (1ヵ所)		ベ12人	延べ10人			1,101 千	
	L	11111	(1 // 1// /	延	12/	延、10八	•		1, 101	П
	(7)	施設笺利	川用給付費負	扣金		9	2,764千円			
	(,,	区	分面相可要差 分		利用者数		3, · · · · · <u>· · · · · · · · · · · · · ·</u>			
			保育施設		13 人		738 千円			
		一時預	かり		1 人	,	26 千円			
	●すこっ	やか児童	育成管理費							
	放課	後児童ク	ラブの指導	員等の賃	責金、施設修	繕、保守	管理等の経	費。		
	10.	すこやか	2児童育成管	7理費						85, 997千月
	•	補助職員	賃金	123名		77,855千	·円			
	•	施設修繕	善			4,859千	·円			
	●児童	手当費		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	就業促進事業		♪ 廿 <i>兴林协</i>	・マギの旧立	たの芝木	
	●児童・ 次代の 1. 児・	手当費 の社会を 出童手当 出童手当の		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	就業促進事業		カ中学校修	了前の児童		者に支給。
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当費 の社会を 記童手当 記童手当の額 手当の額 0歳~3歳	担う子ども D支給状況 未満 15,0	<mark>の健やが</mark> 00円、3		援するた?	到, 2子10, (1, 0	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当費 の社会を 記童手当 記童手当の額 手当の額 0歳~3歳	担う子ども D支給状況 未満 15,0	<mark>の健やが</mark> 00円、3	かな育ちを支 歳以上小学 000円、特例	援するた↓ 接するた↓ 交修了前第 2	到, 2子10, (000円、第3	1, 0	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当費 の社会を 登手当 登章手当の 手当の額 0歳~3歳 学校修了	担う子ども)支給状況 未満 15,0 〜中学校修	の 健や が 00円、3 了前10,	かな育ちを支 歳以上小学 000円、特例	援するたど 変修了前第 給付5,000 延べ対	§1, 2子10, ()円	000円、第3	1, 0	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当費 の社会を: 記童手当の 記童手当額 記章 当の 影校 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	担う子ども D支給状況 未満 15,0 〜中学校修 区	の健やが 00円、3 了前10, 分 満) ⁻ - 校修了i	かな育ちを支 歳以上小学れ 000円、特例) 前第1,2子、	援するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対	§1, 2子10, ()円 象児童数	000円、第3 金 7 223,83	1,03子以降15額	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当費 の社会を 記童手当の 記童手当の 手当の線〜3歳 学校修 で 被用者(小学校	担う子ども)支給状況 未満 15,0 ~中学校修 区 (0歳~3歳未: (3歳以上小学校)	の健やが 00円、3 了前10, 分 満) ^全 校修了i を修了前	かな育ちを支 歳以上小学れ 000円、特例) 前第1,2子、	援するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1	§1, 2子10, ()円 象児童数 4, 922 人	000円、第3 金 7 223, 83 572, 04	1,0 3子以降15 額 30 千円	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当費の 発達手当の 発達手当の 発達手のの 3を でででである。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 できる。	担う子ども)支給状況 未満 15,0 ~中学校修 区 (0歳~3歳未: (3歳以上小学校)	の健やが 00円、3 了前10, 一 だ修了前 ど校修了前 ど校修でが ど校修修	かな育ちを支 歳以上小学 000円、特例) 前第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2	援するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1	§1, 2子10, ()円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人	000円、第3 金 7 223, 83 572, 04 75, 58	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当費のの力量量量当の型量手の型要要型表要型表要型表要型表要型表要型表要型表要型表要型基要型基要型基要型基要型基要型基更型基更型基更型基更型基更型基更型基更型基更型基更D基更DEDD </td <td>担う子ども シ支給状況 未満 15,0 を一 区 (0歳~3歳未・ (3歳以上小学校 (3歳以上小学校) (3歳以上小学校) (3歳以上小学校)</td> <td>の健やが 00円、3 了前10, (大変をでする) (本ででででででででできる。 (大変をできる。) (大変をををををををををををををををををををををををををををををををををををを</td> <td>かな育ちを支 歳以上小学 000円、特例) 前第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2</td> <td>援するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1</td> <td>§1, 2子10, 0 D円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人</td> <td>2000円、第3 金 ² 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44</td> <td>1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円</td> <td><mark>皆に支給。</mark> 61,386千F</td>	担う子ども シ支給状況 未満 15,0 を一 区 (0歳~3歳未・ (3歳以上小学校 (3歳以上小学校) (3歳以上小学校) (3歳以上小学校)	の 健や が 00円、3 了前10, (大変をでする) (本ででででででででできる。 (大変をできる。) (大変をををををををををををををををををををををををををををををををををををを	かな育ちを支 歳以上小学 000円、特例) 前第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2	援するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1	§1, 2子10, 0 D円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人	2000円、第3 金 ² 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当者 の学 を	担う子ども 支給状況 未満 15,0 を 15,0 区 (0歳~3歳よ・学校 (3歳以・中学校 (3歳以・中学校 (3歳以・カー・学校 (3歳) (3歳) (3歳) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	の健やな 00円、3 了前10, 一 一 一 だ修ですで で学校を で学校を 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	かな育ちを支 歳以上小学れ 000円、特例 計第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前)	援するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1	51, 2子10, ()円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人	2000円、第3 金 ² 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手当者 の学 を	担う子ども)支給状況 未満 15,0 未満 学校 (0歳~3歳未 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳以上・小学 (3歳(3歳(3歳(3歳(3歳(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(3ん(の健やな 00円、3 了前10, 一 一 一 だ修ですで で学校を で学校を 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	かな育ちを支 歳以上小学れ 000円、特例 計第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前)	援するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1	51, 2子10, ()円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人	2000円、第3 金 4 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44 55, 24	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 85 千円 40 千円	61, 386千月
児童手当費 1,061,386 千円	●児童 [*] 次代 ⁶ 1. 児 ・児 ・児	手社主 手の で を で を で を で で で で で で で で で で で で で	担う子ども シ支給状況 未満 15,0 を 15,0 を 23歳 15,0 の歳 3歳 2 以の 3歳 2 以のの。 3歳 3 以のの。 4 以のの。 4 以のの。 4 はの。 5 はの。 5 はの。 6 はの。	の健やな 00円、3 了前10, 一 一 一 だ修ですで で学校を で学校を 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	かな育ちを支 歳以上小学れ 000円、特例 計第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前)	接するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1	第1, 2子10, 0 D円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人 5, 583 人	2000円、第3 金 4 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44 55, 24	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円 15 千円	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千₽
	●児童 次代(1. 児 ※ (手社主 手の で を で を で を で で で で で で で で で で で で で	担う子ども)支給状況 未~ 15,06 一 23歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3歳~3	の 健や が 00円、3 了前10, 満) 校修了可 校修了で 校修で 校修で 校修で 大学校修 大学校修 大学校修 大学校修	かな育ちを支 歳以上小学れ 000円、特例 計第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前)	接するたと 交修了前第 給付5,000 延べ対 1 5	\$1, 2子10, ())円 象児童数 4, 922 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人 5, 583 人 379 人	2000円、第3 金 4 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44 55, 24 27, 91 3, 88	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円 15 千円	<mark>皆に支給。</mark> 61,386千F
ひとり親福祉費	●児童 次代(1. 児 ・児 ・パ ・パ ・パ ・パ	手の置重手の学 被 被小 被 非子 非修 特施 発費会当 の 額 歳了 者 後 者 用小 用前 給 時 福祉 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	担う子ども)支給状況 未~	の健やな 00円、3 00円前10, 一次修 校 校 学校 (学校 で学校 で学校 で学校 で学校 では、3 計 ・2月 福祉費)	かな育ちを支 歳以上小学科 000円、特例 前第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前) 歳以上小学校	援するたと 交修了前第 のの が対 1 5 0 0	51, 2子10, 0 D円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人 5, 583 人 379 人 96, 754 人	2000円、第3 金 ⁴ 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44 55, 24 27, 91 3, 88 1, 057, 90	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円 15 千円 50 千円	者に支給。 61,386千月 5,000円、力
1,061,386 千円	●児童 次代 児 ・	手の書 登手の学 を	担う子ども 力支給状況 未~ 成 15,06 一 成 15,06 一 成 23 上中 2 上 以了 2 成 2 成 3 成 3 成 3 成 3 成 3 成 3 成 3 成 3 成	の健やな 00円、3 00円前10, 一次修 校 校 学校 (学校 で学校 で学校 で学校 で学校 では、3 計 ・2月 福祉費)	かな育ちを支 歳以上小学れ 000円、特例 計第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前)	援するたと 交修了前第 のの が対 1 5 0 0	51, 2子10, 0 D円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人 5, 583 人 379 人 96, 754 人	2000円、第3 金 ⁴ 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44 55, 24 27, 91 3, 88 1, 057, 90	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円 15 千円 50 千円	者に支給。 61,386千月 5,000円、小
1,061,386 千円	●児童 次代。 1. 児 ※ (*) ・※ (*) ・ ※ (*) ・ ※ (*) ・ ** (*)	手の登量手の学校では、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	担う子ども ファイン は 15,0 を	の健やな 000了 満 校修 校 学 で 未 引	かな育ちを支 歳以上小学校 000円、特例) 前第1,2子、) 前第3子以降) 了前前第1,2 了前) 歳以上小学校	援するたと 交修了前第 のの が対 1 5 0 0	51, 2子10, 0 D円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人 5, 583 人 379 人 96, 754 人	2000円、第3 金 3 223,83 572,04 75,58 99,44 55,24 27,91 3,88 1,057,90	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円 15 千円 15 千円 05 千円	者に支給。 61,386千円 5,000円、小
1,061,386 千円	●児童 次代 児児 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	手の豊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	担う子ども	の健やが 00了 満校修校 学 末 別 計・2月 福嘱 員 報	かな育ちを支 歳以上小学校 000円、特例 計第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前第1,2 を配置し、 を配置し、 1人	援するたと 交修了前第 を給付5,000 が対 1 5 日子・父-	51, 2子10, 0 P円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人 5, 583 人 379 人 96, 754 人	2000円、第3 金 ² 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44 55, 24 27, 91 3, 88 1, 057, 90	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円 15 千円 50 千円 55 千円	者に支給。 61,386千円 5,000円、小
1,061,386 千円	●児童 次代 児 ・	手の置重手の学 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	担う子ども	の健やなののでは、 30 ののでは、 30 ののでは、 30 ののでは、 30 のののでは、 30 ののでは、	かな育ちを支 歳以上小学校 000円、特例 計第1,2子、) 前第3子以降) 了前第1,2 了前) を配置し、 を配置し、 合件数3件	援するたと 交修了前第 で紹介5,000 が対する。 を 日本 では は は のでは では のでは のでは のでは のでは	51, 2子10, 0 P円 象児童数 4, 922 人 57, 204 人 5, 039 人 9, 944 人 3, 683 人 5, 583 人 379 人 96, 754 人	2000円、第3 金 4 223, 83 572, 04 75, 58 99, 44 55, 24 27, 91 3, 88 1, 057, 90 2, 156 2, 06	1,0 3子以降15 額 30 千円 40 千円 40 千円 45 千円 15 千円 15 千円 05 千円	者に支給。 61,386千円 5,000円、小

目 主 な 事 業 内 容 と 成 果

04保育所費

●保育所費

1,424,838 千円

保育所の全般的な管理運営費用で、人件費(正職員分)、私立保育園の各種負担金補助金が主な経費

●保育所管理費

各保育所の保育士賃金等の人件費、施設修繕、保守管理等の経費。

●保育所・教育センター費

各保育所の管理運営費用で、消耗品費、食糧費、光熱水費が主な経費。

1. 人件費(給料、職員手当等、共済費)

473,892千円

保育士 職員数 82人(令和2年3月31日現在)

2. 保育所事業

917, 168千円

(1) 市立保育所の入所状況

(令和2年3月1日現在)

	4川 田	7 55		職員	数		児童	
保 育 所 名	利用定員	入所人員	正職	嘱託	補助	派遣	標準保育 (長時間)	延長保育
本田第1保育所	150 人	101 人	9 人	0 人	13 人	1人	12 人	11 人
本田第2保育所	150 人	142 人	10 人	0 人	13 人	2 人	34 人	16 人
別府保育所	280 人	247 人	19 人	0 人	36 人	4 人	72 人	39 人
牛牧第1保育所	90 人	77 人	6 人	0 人	4 人	1人	7 人	0 人
牛牧第2保育所	220 人	188 人	13 人	0 人	20 人	3 人	51 人	21 人
西保育・教育センター	90 人	57 人	5 人	0 人	3 人	1人	4 人	3 人
中保育・教育センター	100 人	94 人	8 人	0 人	10 人	1人	14 人	9 人
南保育・教育センター	220 人	204 人	12 人	0 人	15 人	3 人	34 人	14 人
計	1,300 人	1,110 人	82 人	0 人	114 人	16 人	228 人	113 人
		合計		212		人		

・一時預かり保育利用者数

保 育 所 名	延べ利用児童数
別府保育所	805 人
牛牧第2保育所	259 人
中保育・教育センター	167 人
清流みずほ保育園	447 人
清流みずほ認定こども園	78 人
ほづみの森こども園	213 人
大野クローバー幼稚園	20 人
計	1,989 人

• 3歳未満児待機者

7人 (令和2年1月1日現在)

•補助保育士賃金 92名

178,022千円

・補助職員賃金(調理員12名・用務員13名)

40,431千円

•保育士派遣委託 17名

51,681千円

各保育所の運営費

111,916千円

保 育 所 名	金額
本田第1保育所	10,128 千円
本田第2保育所	13,031 千円
別府保育所	28,587 千円
穂積保育所	72 千円
牛牧第1保育所	6,997 千円
牛牧第2保育所	19,111 千円
西保育・教育センター	6,476 千円
中保育・教育センター	9,645 千円
南保育・教育センター	17,869 千円
計	111,916 千円

直 主な事業内容と成果

(2) 民間保育所及び広域入所(他市町村の保育所へ入所している)の保育の実施状況

• 施設型給付費負担金

425,963千円

	→ ()				
	区分	施設数	児童数	施設型給付費負担金	
	保育所		6ヵ所	4人	3,010千円
	初ウァビル圏	1号	1ヵ所	2人	1,437千円
私立		2・3 号	6ヵ所	7人	9,242千円
	小規模保育所	3ヵ所	2人	1,941千円	
	事業所内保育		1ヵ所	6人	7,621千円
八士	保育所		1ヵ所	1人	3,551千円
ΔT	認定こども園		3ヵ所	4人	41千円
	計		21ヵ所	26人	26,843千円
	私立公立	保育所私立認定こども園小規模保育所事業所内保育公立保育所認定こども園	私立保育所私立1号 2・3号 小規模保育所 事業所内保育 保育所 認定こども園	保育所 6ヵ所 認定こども園 1号 1ヵ所 2・3号 6ヵ所 小規模保育所 3ヵ所 事業所内保育 1ヵ所 公立 保育所 1ヵ所 認定こども園 3ヵ所	保育所 6ヵ所 4人 認定こども園 1号 1ヵ所 2人 2・3号 6ヵ所 7人 小規模保育所 3ヵ所 2人 事業所内保育 1ヵ所 6人 公立 保育所 1ヵ所 1人 認定こども園 3ヵ所 4人

※児童数は令和2年3月1日現在

私立保育別	元 名	定 員	利用人員	うち広域 受入数	施設型給付費負担金
清流みずほ保	育園	60人	63人	1人	108,481千円
清流みずほ認定こども園	1号	75人	56人	40人	11,757千円
信仰が914節化しても園	2・3 号	155人	135人	28人	77,974千円
ほづみの森こども園	1号	15人	16人	0人	40,537千円
はつかの林ことも園	2・3 号	75人	69人	1人	64,586千円
まめっこ保育	12人	13人	0人	27,096千円	
ニチイキッズヨ	19人	19人	0人	34,754千円	
ちびっこ園。ミ	ズホ	19人	19人	0人	33,935千円
計		430人	390人	70人	399, 120千円

· 私立保育所補助金

62,106千円

補助金名称	金額
一時預かり保育事業費補助金	4,975 千円
延長保育対策費補助金	2,984 千円
地域子育て支援センター事業費補助金	23,985 千円
運営費補助金	21,334 千円
療育支援体制強化事業費補助金	2,756 千円
保育体制強化事業費補助金	2,400 千円
低年齡児保育促進事業補助金	2,272 千円
保育環境改善等事業補助金	1,400 千円
計	62,106 千円

・私立保育所施設整備補助金(ほづみの森こども園)

987千円

3. 地方創生事業(幼児運動教室)

1,099千円

· 幼児運動教室業務委託

●保育施設整備費

保育施設の整備に必要な工事(防犯カメラ設置工事、穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設工事、 牛牧第1保育所遊戯室天井張替修繕、中保育・教育センター手洗い場設置工事他)を計画どおり施工、 施設の質的向上を図った。

●芝生緑化事業費

保育所5箇所におけるグラウンド芝生化に伴う補植苗購入等維持管理の経費。

4. 施設整備

31,962千円

1,099千円

•保育所改修工事設計、嘱託登記委託 等

486千円

・保育所施設改修・維持補修工事

31,476千円

事 業 概 要	事業費
防犯カメラ設置工事	8,733 千円
瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設工事	11,937 千円
牛牧第1保育所遊戲室天井貼替修繕	2,618 千円
中保育・教育センター手洗い場設置工事	2,268 千円
その他	5,920 千円

(款) 10 教育費

1,982,345 千円

(項) 01 教育総務費

265, 123 千円

目 主 な 事 業 内 容 لح 成 果 ●教育委員会事務費 01教育委員会費 教育委員4名の報酬、教育長の激励金等交際費、教育長会等の負担金。 1,690 千円 1. 教育委員会事務費 1,690千円 1,200千円 ・委員報酬 4人 ·職員旅費 93千円 ・激励金及び慶弔費 65件 229千円 119千円 教育委員会連合会負担金 2. 委員会の活動状況 (1) 教育委員会 回数 付議件数 会議名 定例会 12 臨時会 (2) 議決内容 提出件数 可決(件) 廃案(件) 規則等 20 20 0 (取下) 事件議決 27 27 0 専決処分の承認 5 5 0 報告事項 9 9 0 23 23 意見聴取 0 84 84 0 (3) 研修·視察 · 岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会 02事務局費 ●事務局費 教育長、次長を含む教育総務課の人件費等、その他教育総務課の事務に係る旅費、電話料金、 236,738 千円 郵送料、負担金等。 1. 人件費(給料、職員手当等(退職手当を含む)、共済費) 88,589千円 職員数(教育長・次長含む) 7人 (令和2年3月31日現在) 教育総務課 144,007千円 2. 事務局費 (1) 社会保険料負担分(嘱託員分) 5,944千円 (2) 社会保険料負担分(補助職員分) 18,375千円 (3) 補助職員賃金(8人) 10,583千円 (4) 廃棄物収集委託料 他 2,752千円 (5) 小中学校公衆無線LAN環境整備工事 104,432千円 (6) その他事業費(需用費、役務費、使用料等) 1,741千円 (7) 負担金・補助金 63千円 ·岐阜地区教育長会分担金 他4件 ・インフルエンザ予防接種費用補助金(117人) 117千円 ●施設営繕等事業費 施設営繕職員の賃金等、その他施設営繕にかかる材料代等。 4,142千円 3. 施設営繕等事業費 (1) 補助職員賃金(営繕職員2人) 3,810千円 332千円 (2) 施設営繕材料費等 03ALT事業費 ●ALT事業費 26,695 千円 外国語指導助手報酬、外国語指導助手派遣事業委託。 1. ALT報酬 10,800千円 3 Х 2. ALT派遣委託 3 人 15,893千円 3. 活動内容(学校訪問) (1) 小学校(穂2.5、本2、牛2.5、生3、西2、中1、南2 日/週) (2) 中学校(穂5、穂北4.5、巣4.5 日/週) (3) 幼稚園 (1~2 日/週)

(項) 02 学校教育費 149,415 千円 目 主 な 事 業 内 容 لح 成 果 01学校教育総務費 ●学校教育費 「一人一人に『生きる力』をはぐぐむ指導」「学校の教育目標の具現に徹する学校経営」のため、 149,415 千円 市内各校の学校経営力強化、教職員の資質向上のための研修、不登校対策、学力向上に取り組むた めの経費。 1. 人件費(給料、職員手当等、共済費) 76.095千円 学校教育課 職員数 8人(令和2年3月31日現在) 2. 学校教育一般費 70,064千円 (1) 教育相談活動の状況 10,416千円 • 教育相談員報酬 4人 相 談 適応指導 育 分 電話相談等 来室相談 計 教室入室 実施件数 26件 33件 59件 10名 44,885千円 称 人数(人) 金額(千円) 教育支援委員 18 4 3,375 日本語教育指導員 理科支援員 3 2,029 学校生活支援員 42 34,875 3 2,455 学校支援員 2 18 特別支援教育連携協議会委員 幼児教育推進事業 (臨床心理士) 2 300 就学相談員(臨床心理士) 1 180 1,635 外国人児童生徒支援員 (2) 瑞穂市教育推進事業 560千円 発行部数(部) 金額(千円) みずほのくらし 635 493 学校教育計画書 (3) 教育委員会だより発行 87千円 称 発行部数(部) 金額(千円) みずほの教育 1,800 11 教育要覧 160 (4) バス借上事業 10件 1,144千円 部活動選手派遣 ・MSサミット 1件 57千円 1.266千円 (5) 補助事業 名 称 件数(件) 金額(千円) 特別支援学級補助金 10 692 7 204 選手派遣補助金 学校保健会補助金 1 350 岐阜朝鮮学園補助金 (6) 扶助事業 10件 550千円 ・みずほ桜入学祝い金 (7) 主な事業費 • 教職員検診手数料 2,369千円 • 児童生徒採血検査手数料 2,382千円 761千円 · 英検IBA活用事業業務委託料

2,365千円

・食育プロジェクト業務委託料

Ħ 内 کے 成 果 主 な 業 容 ●教育支援センター事業費 適応指導教室(アジサイ教室)の運営。教職員研修の実施。 ●教育支援センター施設管理費 教育支援センター施設維持管理のための施設修繕、保守管理等の経費。 2,105千円 3. 教育支援センター (1) 講師謝礼 40千円 称 人数(人) 金額(千円) 教職員研修講師等 5 692千円 (2) 事業費(需用費、役務費、使用料等) (3) 施設管理費 · 水道光熱費 839千円 • 電気設備保守管理委託、消防設備保守管理委託 他 536千円 (4) 利用状況 利用件数(人) 稼働率(%) 区 5, 563 53.9% ホール・大会議室・小会議室 (3/3~感染症予防により利用中止) ●子どもの権利条例制定事業費 子どもの権利に関する研修費。 4. 子どもの権利条例制定事業費 2千円 • 研修費(研修資料費) 2千円 ●清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費 清流の国ぎふ ふるさと岐阜(瑞穂)への誇りと愛着を強くもち、心豊かでたくましい子供を 育み、教育の一層の推進を図る事業。 1,149千円 5. 清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費 ・穂積北中学校、巣南中学校、穂積小学校バス借上 897千円 (各年3校を実施)

(項) 03 小	学校費				33	0,415 千円	1			
目		主	な	事	業	内	容	ک	成	果
01学校管理費	1. 月	、学校管理]運営費							113,278千円
223,979 千円	(1)	児童数、	学級数の	状況						
		学	校 名		児童数	学級数	職員数	管理運	営費(千円)
		穂積小学	校		812	29	48		17, 224	
		本田小学	校		516	19	33		10, 287	
		牛牧小学	校		764	25	39		14, 810	
		生津小学	校		441	18	32		10, 363	
		西小学校			249	12	21		8, 560	
		中小学校			175	7	14		6, 316	
		南小学校			561	21	31		11, 321	
			計		3, 518	131	218		78, 881	
						令和え	元年5月1日時	見在 (学校	交基本調査)
	(2)	補助職員	(校務員	、図書	整理員、給	食配膳員)	18名	20,623千	·円	
	(3)	全体備品	、検査手	数料	等			13,774千	·円	
	2. 归	、学校施設)管理費							48,697千円
	•	浄化槽清	請掃手数料	他				7,557千	·円	
		浄化槽等	F 保守管理	委託、	防犯設備保	·守管理委託	他	25, 101千	·円	
	•	土地借上	:料、AED作	昔上料、	OA機器借	上料		16,038千	·円	

目	主	な	事	業	内	容	٢	成	果	
	3. 小学校施記	没整備費							60,921千	-円
	• 施設整位	備の状況					59, 403	千円		
		事	業	概	要		事	業費(千円)		
	防犯さ	カメラ設置工	事					13, 059		
	牛牧小	、学校立入防	止柵設置	置工事				13, 913		
		、学校立入防						6,879		
	南小学	之校屋内運動	場トイレ	/改修工事				2,065		
	その他	九工事						23, 487		
	●小学校芝生緑									
	小学校4校に			生化に伴う	補植苗購	入等維持管	理の経	費。		
	4. 小学校芝生		ŧ						1,083千	-円
		・ト苗購入他						千円		
	・農土工用	器具					605	千円		
00米本杉田弗	1	の大字							34, 323千	: ПП
02教育振興費	1. 教材備品(E 794	∡ .m	34, 3Z3T	-17
106,436 千円	・図書、教育						5, 724			
	・教材、消耗	化加寺					28, 599	TH		
	2. 要保護・3	準要保護児 童	重等援助	費					7,705千	-円
		項		目		児童数の	(人)	扶助費(=	千円)	
	要保護・	準要保護児	童援助費) (学用品	等)	87	7	2, 31	6	
	要保護・	準要保護児	童援助費	(給食費)	87	7	3, 77	0	
	特別支援	学級就学奨	励費			49)	1, 58	4	
	結核精密	検査扶助				5	5	3.	5	
						(児:	童数:令	和2年3月31	日現在)	
	●小学校 I C T	<u> </u>	坐 書							
	指導力の向上			成におけ	る I C T核	機器の整備。	,			
	3. ICT教育	育推進費事業							62, 397千	円
	・電子黒材	坂(62台)、	デスクト	・ップパソ	コン (62台	言)、ソフ	トウエア	他		
		•				•				

(項) 04 中	学校	費			12	4,604 千円				
目		主	な	事	業	内	容	ک	成	果
01学校管理費	1.	人件費((給料、耶	36人	等、共済費)	ı				4,439千円
98,707 千円				職員	数 1人(令和2年3月3	31日現在)			
	2.	中学校管	理運営費	.						57,122千円
)生徒数								,
		学	单 校 匀	名	生徒数	学級数	職員数	管理運	営費(千円)	
		穂積中学	学校		728	22	44		18,646	
		穂積北口			415	14	27		12, 097	
		巣南中			483	16	37		14, 351	
			計		1,626	52	108		45, 094	
						令和元	在年5月1日時	見在(学を	交基本調査)	
	(2)補助職	i員(校務	务員、図書	書整理員) 5	5人		5,771千	·円	
	(3))全体備	品、検査	手数料	等			6,257千	-円	
	3.	中学校施	設管理費	ŧ						20,524千円
		• 浄化槽	清掃手数	数料 他				3,508千	-円	
		・浄化槽	等保守管	曾理委託、	防犯設備的	呆守管理委託	迁他	12,910千	·円	
		• 土地借	上料、A	ED借上料	、OA機器借	上料		4,106千	-円	

目		主	な	事	業	内	容	と	成	果	
	4.	中学校施設	投整備費							16, 62	22千円
		施設整值	帯の状況					16, 358	子円		
			事	業	概	要		事業費((千円)		
		穂積北	中学校屋タ	사トイレ は	女修工事			4	, 763		
		防犯カ	メラ設置	匚事				1	, 733		
		穂積中	学校体育的	官照明取春	- 孝工事			1	, 529		
		穂積北口	中学校体育	育館照明耳	反替工事			1	, 455		
		その他	工事					6	, 878		
02教育振興費	1. 刺	教材備品。	の充実							16, 13	38千円
25,897 千円		・図書、	教育用備	品				6,825	千円		
		・教材、	消耗品等					9, 313	千円		
	2. 5	要保護・	準要保護!	生徒等援	助費		1				71千円
			項		目		生徒数		扶助費(
					費(学用)			51	3, 0'		
					費(給食	費)		51	2, 3		
			学級就学					23	1, 1		
		結核精密	検査扶助	1				3		18	
							(<u>/</u>	主徒数:令	和2年3月3	1日現在)	
	●中学	校ICT	教育推進	事業費							
					育成におり	tる I C T	機器の整備	带。			
	3.	ICT教	育推進事	業費						2, 21	15千円
		・デジタ)	ル教科書								

(項) 0.5 幼稚園費

272, 453 壬円

(項) 0 5 幼	稚園費		272, 45	3 十円				
目	主な	事	業	内	容	ک	成	果
01幼稚園管理費	1. 人件費(給料、	職員手当等、	共済費)					64,207千円
270, 100 千円			12人(令和2年	年3月31日	現在)			·
	2. 幼稚園管理運営	費						37,887千円
	(1) 園児数、学級	数の状況						
	幼稚		園児数	学級数	牧 職員数	文		
	公立ほづみ	功稚園	245	10	25)		
		令	和元年5月1日	現在(学	校基本調査	<u>:</u>)		
	(2) 主な管理運営	- '						
	• 報酬(幼稚園長					366千円		
	・補助職員賃金	(行政事務1人	、教諭10人、	養護教諭1		473千円		
	・水道光熱費				2,	150千円		
	• 公用車燃料費					611千円		
	・物品・施設修					541千円		
	・幼稚園教育研	究会等負担金			_	155千円		
	・備品購入費	/ 	76 #	I dede		162千円		
	・その他事業費	(需用費、役	務費、使用料	} 等)	3,	428千円		
	3. 幼稚園施設管理	# .						7,432千円
	3. 別惟園旭設官理・浄化槽手数料					293千円		1,434 円
	・植栽管理委託				7	139千円		
	1 但 秋 目 生安 託	TIE.			ι,	199		
	4. 幼稚園施設整備	書						79,042千円
	・ほづみ幼稚園		事 他		75.	518千円		.0,012 1
	ほづみ幼稚園			í.		135千円		
	(3).)J EEG	, _ , , , , , , , , , ,		-	0,	-30 1 1 3		

目	主	な	事	業	内	容	٢	成	果
	●私立幼稚園 私立幼稚園			園に在園	しているテ	市内に住所	を有する	園児の保護	養者負担軽減)。
	-	1稚園就園3	励事業 奨励費負担会 奨励費補助会		0幼稚園 8幼稚園	対象者	351人		81,009千円 07千円 02千円
02幼稚園振興費 2,353 千円	1. 各種教育	育用品消耗	品等						2,235千円
	2. 図書等備	請品購入費							118千円

(項) 06 社	会教育費			52	1,784 千円	}			
目	主	な	事	業	内	容	ک	成	果
01社会教育総務費 87,807 千円	●社会教育総 社会教育推		の支給や各	·種生涯学	習団体への	対補助金の	交付。		
	1. 人件費 生涯学				年3月31日瑪	見在)			70,944千円
			1)		7,237千円	J	15,937千円
	(2) 高齢者	者人材活用:	事業 17	人			218千円	J	
	・文化	団体補助金 :協会(51団 恵市美術展]体)		6, 79	90千円	7,556千円		
		区		分		開催	目	入	.選等数
		Ш	展	一般の音	部	11/1~	11/4		100
		出	丧	少年の	部	11/1~	11/4		990
	・瑞穂	女性の会	(700人)		84	13千円			_
	3. 成人式 ・成人ネ ・成人z	者数 弌出席者数	726人 454人	出席率	62. 5%				926千円
02生涯学習振興費 28, 263 千円		して開催。	市民が身	近に芸術	文化にふれる	る場を提供	するために -	予算を適	i正に執行。 5,497千円
	1. 生涯子目		業 名		盟	崔日	7.	.場者数(
	ネ	<u></u> オクラシッ				12月15日		411	()
			演劇祭		令和2年1月1		3	1, 229	
		ついて地域	なに根ざし		なるようにタ	努め、活動	の自主運営の	となりう	る体制の構築
	にも努めるた			110					10,438千円
	2. 地域コ		西 <u>男</u> 妻 本 名			事業内	7	事業補	10,438千円 i助金(千円)
	生津白	治会連合会				<u>ザー米 ア</u> きウォーク		尹术洲	1,338
		区いきいき		<u></u>		いきいき			1,739
		校区わくれ					<u>ソターノ</u> わくわく広場		1, 733
	牛牧友		- 111375	<i>^</i>			イドフェスタ		2, 206
		·多五 ·学校区活動	加委員会				'ェスティバル		2, 385
		テスさに ipみずほ	· > \ \ \ \			ポーツ教室			830
	DIIII U	r / / 105			H III	· / 1/1	→ IN 11 HITT		

主 な 事 業 内 容 と 成 果

●青少年健全育成費

総会(少年の主張市大会)を主催事業の柱として市民の青少年健全育成に対する意識の高揚。 また三部会(年2回実施)の推進により、家庭、学校、地域及び各種団体の連携強化。

3. 青少年健全育成事業

6,788千円

•青少年育成推進員(10人)報酬

642 千円 PTA連合会 (各小中、幼稚園) 485 千円

・各種団体補助金 PTA連合会 (各小中、幼稚 少年リーダー (36人)

580 千円

少年リーター (36人)

0 400 7 11

子ども会(75団体)

2,482 千円

・青少年育成市民会議総会参加者数 6月475人、3月 中止

●瑞穂大学費

高齢者や女性の生涯学習の場所を提供し社会的交流及び社会活動を促進。

4. 瑞穂大学

1,946千円

- 110 hm > < 1			
区分	在籍者数(人)	内 容	参加者等数(人)
女性学部	309	年間16回講座(合同閉講式 中止)	平均参加者
		中间10回轉/坐(百円闭轉入 中工)	154
		社会見学 (飛騨高山・白川郷見学)	83
		修了者	120
		精勤者	40
		10年表彰	4
		15年表彰	0
		20年表彰	3
寿学部	613		平均参加者
		年間16回講座(合同閉講式 中止)	238
		社会見学(飛騨高山・白川郷見学)	135
		修了者	164
		精勤者	45
		10年表彰	2
		15年表彰	4
		20年表彰	1
脳力活性	33	年間21回(中小学校で開催)	33
学部		社会見学(飛驒高山・白川郷見学)	11

●瑞穂総合クラブ費

子どもたちが地域先生(有償ボランティア)の方々とともにスポーツや文化活動をする機会を設けるために適正に予算を執行。

5. 瑞穂総合クラブ

1,550千円

講座数 34講座

延べ受講者 1,231人

●子育てふれあい事業費

家庭教育支援を社会全体で行う必要性が高まっているなか、多くの子育て世代の親が集まり学習する機会を設けるために教室等を開催。

6. 子育てふれあい事業

724千円

• 家庭教育学級

700011110	ほづみ幼稚園	穂積小	本田小	牛牧小	生津小	南小
活動回数	7	8	6	5	8	4

	中小	西小	巣南中	別府保	本田第1保	本田第2保
活動回数	7	5	4	3	3	5

	牛牧第1保	牛牧第2保	南保セ	中保セ	西保セ
活動回数	2	3	4	3	5

・パパママくらぶ

開催数	年間17回	延べ参加者数	293 人

目	主	な	事	業	内	 容	논	成	果
	●読書推進事業	0.	•	×17		-		1.74	
			が、本を涌し	て心ふれ	しあうひとと	きを持つ	きっかり	ナをつく	るため、10か
	月相談時に読み								
	7. 読書推進								1,320千円
		いせの実施:							
			加推進協議会				60千円		
			ティア報償	(12人)		1	150千円		
	• 読み聞	引かせ用ブッ	ク等			1,	106千円		
03文化財保護費	●文化財保護	#							
7,417 千円	市内の文化則		文化の保護を	行ってい	いる団体に補	前助金を交	付。		
	1. 文化財保								7,417千円
	(1) 文化財		委員数	10 /			60千円		
		7休禮番磯云 医史研究指導		10人		2	546千円		
		E 文 初 7 1.11日 年 才管理謝礼	F 只 平区 FIN	30人		۷,	738千円		
		長リーフレッ	, ト印刷等	00/(163千円		
			5易複製委託	料			33千円		
	(2) 団体補		123-1 10-1.	^			10 T III		
			マばやし保存 (例祭年2回)	会			49千円 485千円		
		B 哪保存会 E 楽五音社	(例余年2回)				219千円		
	- Б Ш/л	世术五日江					213 1]		
	(3) 市史編	纂							
		扁纂委員報酬	+				30千円		
		生修者報酬 三十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	4 E				75千円		
	· ·	医史研究指導 ************************************				2,	546千円		
	●川文第	执筆業務委 訊					114千円		
04公民館費	●市民センター								
69, 147 千円				習の場所	を提供。また	た地域コミ	ュニティ	ィや市の	事業の施設と
	して利用できる 1. 公民館管		は時で官理。						67,685千円
	(1) 利用状								01,000 1
	(1) 13/13//	区	分	禾	川用件数(件)	利月	者数(人	.)	
		 民館(穂積			3, 165		43, 862		
		と 民館(巣南 と ち 歩 む])		2, 303 2, 716		52, 731 41, 065		
		<u> </u>			2, 710 —		4, 252		
		-					1, 202		
	(2) 主な管						101 T I		
	• 光熱力						181千円		
	燃料費清掃	•	設備、空調詞	4.借亿字	 大 		751千円 083千円		
		安配、 何妙』		又佣床寸	女礼守		779千円		
			上 上事(市民セ	ンター分	•)	55,	875千円		
			工事(巣南公				784千円		
			に井雨漏り補		計業務		484千円		
			分析調査業務	务委託			49千円		
	・その化	也施設修繕				2,	701千円		
	●公民館事業費			사람 있신 경험	[B =6.3. FB #F				
	公民館等の加		て市民へ生	建字習の	場所を提供。				1 ACO T.III
	2. 公民館活	動事業 講座名		祈べき	受講者数(人)		備考		1,462千円
	7:	ュージング体	上 験教室	XE: 13	236		NHI 17		
		市民自主講			368		22講座		
	• 施設管	管理委託料				1,	255千円	-	

目	主	な	事 業	Þ	內 容	ح	成	果				
05図書館費	●図書館事業費	,										
139,711 千円	図書館資料(図書・AV賞	資料・雑誌・新	引等)(の購入や図書	書館事業の	運営等にか	かる事業費。				
	●本館施設管理	!費										
	図書館本館の											
	●分館施設管理											
		図書館分館が入る西部複合センターの施設管理費。 22,180千円										
		22, 180千円										
	図書館 職員数 3人(令和2年3月31日現在)											
		ше						11 5 101 7 8				
	2. 図書館事業			haa. =	/\	•		117, 191千円				
	(1) 利用状泡	兄 【	開館日数 本館]		.				
	区	分	本	館		₩.	分 食					
	- A	-by 147	平成31年度		日当たり	平成3		1日当たり				
		自者数	133, 763		476 人		5,909 人	256 人				
		出者 数	57, 197		203 人		5,669 人	99 人				
		出点数	255, 219		908 点	142	2,390 点	554 点				
		皆数(累計)	43, 511									
		ベット予約件数	,									
	相互.1	貸借件数	1, 275	件								
	(a) # * a !	lo >i⊟					(2)	. / m \				
	(2) 蔵書の料	大况	A			Δ× ¹ +	(位:冊)				
	n#	± 71 */-	本 食		分。	分 館 合 2,303		計 076				
		表	ļ	973								
		書冊数	197, 9	902	67	', 046	200	, 008				
	(雑誌・視	現見除く)										
	(3) 主な管理	田奴弗										
		^{宝柱頁} 「嘱託員報酬	2人			3 89	1千円					
			電員1号10人、2	무도시		23, 04						
					ト小洋		4千円					
			…電気・				5千円					
			· 电风 管理委託(本館)		工丨小坦		5千円					
			章理委託 (分館)				6千円					
)		4千円					
	・図書館システム機器保守管理委託(両館)2,984千円・図書整理業務委託1,208千円											
	・図書等資料購入(雑誌除く) 13,384千円 ・新聞雑誌等購入 2,728千円											
	・浄化槽清掃手数料1,217千円											
	・図書館本館照明LED工事(1期分) 10,931千円											
	 ・図書館本期照明しED工事(1期分) 10,931下円 ・図書館情報システム機器更新 26,950千円 											
			×24 HB × 5/1/1			, -						

0 157									果
3. 図章	書館企画	事業							340千円
		事	業	名			開催日	参	:加者数(人)
	本DEビン	ンゴ・絵	本DEビンコ	í		4/13(土)	~5/12(日)		144
	子どもの	の本のリ	サイクルフ	'ェア		5/2(木)~	-6(月)		157
	子どもの	の日のお	はなし会			5/4(土)			15
	赤ちゃん	んとわら	べうたであ	そぼう		5/21.8/20	0.11/19.2/18		146
	「生物』	多様性」	県内公共図	書館共道	通展示	5/22(水)	~6/19(水)		
	かきりん	ん星に本	と願いを			6/29(土)	~7/30(火)		
	ピアネス	ホン				7/7(日)			80
	おもしろ	ろサイエン	/ス教室			7/1(月)	、8/7(水)		78
	夏のおり	はなし会				7/20(土)			31
	なるほ	ど地図教	室			7/26(金)			19
			プで図書館		とつくろう	8/1(木)			20
	朗読劇	「おこんし	じょうるり」			7/28(目)	、8/25(目)		208
	かきりん	しといしょ	に本の木を	を育てよ	う	10/2(水)	~11/27(水)		474
	図書館落	落語会				10/6(目)			62
	ハロウィ	イン・バル	レーンアー	トパフォ	ーマンス	10/14(月))		75
	バルー	ンワーク	ショップ			11/10(目))		16
	スタンこぐろう」		「清流の国	[ぎふの]	図書館をめ	10/27(日))~11/27(水)		
		「瑞穂 未来に伝	の宝ものPa える」	art2」文	化財に楽	11/1(金)	~30(土)		
	おとなり	の本のリ	サイクルフ	'ェア		11/2(土)	~3(日)		361
	みんなの	の夢教え	て			11/12(火))~24(日)		250
	企画展記	講演会「	仏像の見力	『と魅力』		11/23(土))		35
	始まりの	の一行で	本を選んて	゛みません	しか	12/7(土)	~		30
	ハンド	ベルクリ	スマスコン	/サート		12/8(日)			105
	おみくし	じ福袋				1/5(目)			130
	RDDin岐	草 「難症	房図書」フ.	ェアー企	画展示	2/1(土)~	~3/1(目)		
	手づくり	り御朱印	帳			2/23(日)			12
	声を出し	して一緒	に本を読み	ましょう	5	毎月第4少	(曜日		50
	映画鑑賞	賞会				毎月第3士	二曜日		135
		しの会・ <i>フ</i> ペシャル	ストーリー	テリング	・おはな	毎週土曜 日、第3・	日、第2・4火曜 4金曜日		2, 112

06総合センター費 ●総合センター管理費 189,439 千円

市民の福祉及び健康の増進、生涯学習の推進並びに文化振興の拠点となる施設の管理・運営費。

1. 総合センター管理事業

189,439千円

(1) 利用状況

施設名	利用者数(人)
福祉センター	5, 686
保健センター	5, 629
(うち調理実習室)	(454)
生涯学習センター	85, 455
(うち大ホール)	(45, 110)
(うち多目的ホール)	(11, 056)
計	96, 770

~平成31年度末累計 3,609,458人

(2) 主な管理経費

• 光熱水費 26,083千円 • 清掃委託、空調機、消防設備保守委託等 35,128千円 ・施設窓口業務委託 15,860千円 4,087千円 • 施設修繕 14,190千円 ・施設及び駐車場土地借上料

> 5件 5, 326 m²

目	主	な	事	業	内	容	と	成	果
	・自家	改修工事 発電設備更 防水備改修					49,718千 41,800千		

(項) 07 保	:健体育費			318	, 551 千円]			
目	主	な	事	業	内	容	ک	成	果
01保健体育総務費 17,078 千円		地域コミ			ポーツ推進	委員の派記	遣を行い	ハ地域スポーツ	いの推進、ま
	・トッフ	-ツ推進委 プアスリー	費 員報酬 ト育成事業 補助金(24	季託	4人		2, 040 1, 124 13, 500	0千円 4千円	17,078千円
02保健体育振興費	●保健体育振								
760 千円	市民に対す 1. 保健体育 ・スポー	育振興一般 −ツ教室等	費	業費。		開催日		参加者数(人)	760千円
	, , ,	リーハイキック親子体	ング	(5	5月18日 /31~11/28、2/	/13~3/12	149 81	
	・講師謝 ・バス作	昔上料						6千円 5千円	
03体育施設費 94,903 千円	●体育施設管 各種スポー		休筌の市内	コスポーツ	布設使用 σ	ための施	設管理 類	弗	
3-1, 300 J	1. 体育施設 ・	世 で で で で で で で で で で で で で	・清掃委計 ーニング請 上料 入費 2筆	迁 韓習会(36]		7 С 69 © 2 ЛШ Г	7, 94, 4, 82, 11, 90, 35, 6, 82,	5千円 7千円 6千円 3千円 7千円 4千円	60, 576千円
	2. 大月グラ	ウンド管		m²			2, 09	1千円	2,091千円
	3. 大月グラ								21, 165千円
	・(仮移	中山道大	多目的広場 月多目的位 大月多目的 大月多目的	場整備事	工事積算・			É 1千円	11,071千円

な لح 成 果 目 主 容 04給食センター費 ●給食センター事務費(人件費) 1. 人件費(給料、職員手当等、共済費) 70,985千円 205,810 千円 職員数 14人(令和2年3月31日現在) 給食センター ●給食センター事務費 給食業務の合理化を図り予算を適切に執行。給食費未納対策として、児童手当から給食費の天 引きを行い徴収率の向上を図った。 42,539千円 2. 学校給食事務費 学校給食実施状況(給食人数は令和2年3月1日現在) 給食日数 給食人数 給食食数 中学校 181 1,717 310, 777 小学校 182 3, 742 681, 044 196 272 53, 312 幼稚園 保育所 221 1,090 240,890 給食センター 221 36 7,956 合 計 6,857 1, 293, 979 ・補助職員賃金(20人) 38,636千円 2,362千円 · 需用費(消耗品、印刷製本費等) ・委託料(電算処理、献立システム) 240千円 ●給食センター管理費 施設、設備機器の保守管理を適切に行い、安心・安全に給食を提供した。 3. 学校給食センター管理費 92,285千円 · 需用費 (光熱水費等) 59,598千円 •委託料 (施設保守管理関係委託) 27,062千円 • 役務費(浄化槽清掃手数料等) 5,412千円

意見聴取

平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29 条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算事業報告書

地方自治法第233条第5項の規定による、平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計 歳入歳出決算についての主要施策の成果を説明する書類

令和2年9月2日

瑞穂市長 森 和 之

1. 概 要

瑞穂市の学校給食は、小学校7校、中学校3校、幼稚園・保育所9施設、約7000食を提供しており、「安全で安心な、地産地消を推進した魅力ある食事」を目標に、児童生徒及び園児の食に関する正しい知識と適切な判断力を養い、学校における食育の推進を図るべく、学校・幼稚園・保育所・PTA・保護者会等で構成される学校給食運営委員会において学校給食業務や栄養管理について審議し、保護者や地域社会、関係各者との連携・支援のもと、健康推進課との連携も図りながら、健全な給食運営に努めた。

平成31年度の学校給食事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額287,572 千円、歳出決算額290,793千円となり、歳入、歳出の差し引き3,222千円の歳入不足分は一般会計歳計現金繰替流用金で補填した。この不足分については、3月に新型コロナウイルス感染症の影響で急遽、全校一斉学校臨時休校措置がなされ、給食停止となったことが影響しており、3,882千円の学校臨時休業対策費補助金を申請した。

歳入においては、給食費負担金が現年度収納率 99.57%と前年に比べ 0.2%の増となり、 過年度収納率も前年に比べ 10.84%の増となった。全体の収納率としては 98.96%と前年度 より 0.53%の増となった。なお、過年度未収分については、債権放棄の手続きを行い、平 成 2 6 年度分 15 件 384,230 円を実施した。申出による児童手当からの天引きや学校での納 付相談等を積極的に行い、福祉生活課や市税等収納対策チームとも連携しながら未納対策 を行い収納率の向上に努めた。

歳出においては、地元生産者やJA、県農業普及員等で構成される地産地消会議を行い、計画的に農産物を使用できるよう生産計画を立て瑞穂市産の玉ねぎ・大根・じゃがいも等の野菜や富有柿、主食の米を中心に県内産の農産物を積極的に使用し、地産地消推進事業補助金を1,829 千円受けることができた。

平成25年度より特別会計歳入歳出決算審査において、「収支のバランスを見ながら計画的に安定した学校給食事業運営に努められたい。」との意見がなされているが、平成28年度9,118千円だった繰越金を、平成29年度は2,518千円、平成30年度は1,014千円と縮小させてきており、平成31年度613千円となる計画であった。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により急遽決定した3月の臨時休校により 給食停止となり、3月分の給食費の徴収がなく収入は減となったが、既に3月分として 発注済みの食材について、キャンセルできなかった食材等に対する支払いが発生したため、収支はマイナスとなった。

アレルギー対応給食については、4つの原因食物(乳・鶏卵・ゴマ・果物(もも・パイン))のアレルギー対応給食を提供した。またアレルギーのある児童生徒が安心して給食が食べられるよう、学校側の理解と協力が深まるよう努めた。今後、アレルギー対応委員会を設置するなど、より適切なアレルギー対応が実施できる体制を整えたい。

施設面では、計画的な整備及び機械器具の点検を行い、給食業務に支障の無いよう努め、 衛生面では、食品相互の汚染が起きないよう、衛生管理の徹底と納品検収及び職員の食品衛 生に関する知識の更なる向上に努め、安全な給食の提供ができた。

学校給食事業を公会計の特別会計として経理してきたが、消費税の軽減税率制度の実施 や給食費の未納問題などにより、消費税の支払いなどが食材費に転嫁されず、公平な給食提 供ができない状況が生じている。また、災害などの影響により食材価格が高騰した場合など、 急激な物価上昇が安定的な給食運営に影響を及ぼすことも考えられる。よって、より安定的 に公平に学校給食事業を運営するために、学校給食事業特別会計は、令和2年3月31日を もって廃止し、一般会計での予算編成へと移行した。

2. 歳入・歳出概要

(1) 歳入

	区 分	決 算 額	構成比
1	分担金及び負担金	286, 400 千円	99.5%
2	繰越金	1,014 千円	0.4%
3	諸収入	157 千円	0.1%
	計	287, 571 千円	100.0%

(2) 歳出

区 分	決算額	構成比
1 給食事業費	290, 793 千円	100.0%
計	290, 793 千円	100.0%

※歳入歳出差引残額 -3,222 千円

〔歳入科目決算の状況〕

(款) 01 分担金及び負担金 286,400 千円 (項) 01 負担金 286 400 千円

(項) 01 負担金

286,400 千円

(単位:千円)

() ()) (1			, , , , ,			() -
目	予算額	決算額	主	な	内	容
給食費負担金	310, 553	286, 400	1.負担金の内訓	Я		
			•中学校	(1か月	4,740円)	81, 085
			・小学校	(1か月	4,020円)	149, 593
			・幼稚園	(1か月	3,710円)	11,046
			·保育所	(副食11	食 145円)	39, 981
			·試食分等			2, 203
			·過年度分			2, 492

(款) 02 繰越金

1,014 千円

(項) 01 繰越金

1,014 千円

(単位:千円)

目	予算額	決算額	主	な	内	容	
繰越金	1, 014	1, 014	給食事業費前年	F度繰越金		1, 014	

(款) 03 諸収入

157 千円

(項) 01 預金利子

0 千円

(単位:千円)

_ () () () () () ()							
目	予算額	決算額	主	な	内	容	
預金利子	1	0	預金利子				0

(項) 0.9 雄人

157 壬田

(畄位・千田)

(頃) 02 雜八			157 十円			(単位:十円)
目	予算額	決算額	主	な	内	容
雑入	157	157	消費税還付金			157

〔歳出科目決算の状況〕

(款) 01 給食事業費

290,793 千円 290,793 千円

(項) 01 給食事業費 لح 目 主 な 事 業 内 容 成 果 01給食費 ●給食事業費 基本物資・物価動向を把握し、地産地消を推進しながら予算を適切に執行。 290,793 千円 290,793千円 1. 給食事業費の内訳 ・需用費 賄材料代 パン・精米・めん類等 34,145千円 主食費 牛乳費 牛乳 49,693千円 副食費 おかず類・デザート類 204, 185千円 補償、補填及び賠償金 補償金 2,770千円 2. 給食実施人員及び日数の状況(人員については令和2年3月1日現在) 平成31年度 給 食 区 分 施設数 人員 実施日数 (箇所) (人) (日) 中学校 1,717 3 181 7 3, 742 小学校 182 幼稚園 1 272 196 1, 090 保育所 8 221 給食センター 36 221 1 合 計 20 6,857

意見聴取

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)について

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

令和2年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の 意見を求めるもの。

教育委員会分抜粋

令和2年度

瑞穂市補正予算書

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)

令和2年9月定例議会

目 次

令和2年度瑞穂市補正予算総括表	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
議案第63号 令和2年度瑞穂市-	一般会計補正予算(第	56号)		

令 和 2 年 度 瑞 穂 市 補 正 予 算 総 括 表

(単位:千円)

	会	計	区	分	補正前の額	補 正 額	計	摘	要
	_	般	会	計	26, 102, 788	565, 857	26, 668, 645		
	国民	と 健康保	険 事 業 特	別 会 計	4, 551, 853	110, 320	4, 662, 173		
特 別	後期	高齢者医	医療 事業特	:別会計	592, 019	10, 682	602, 701		
会計	農業	集 落 排	水事業特	別 会 計	26, 203	0	26, 203	歳入予算の補	正
	小			計	5, 170, 075	121, 002	5, 291, 077		
企	水	道事	業	会 計	991, 811	0	991, 811		
企業会計	下	水 道	事業	会 計	426, 777	3, 786	430, 563		
計	小			計	1, 418, 588	3, 786	1, 422, 374		
<u></u>	ì			計	32, 691, 451	690, 645	33, 382, 096		_

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)

令和2年度瑞穂市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,668,645千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入) (単位:千円)

(州文 / 1)				(七位・111)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7地 方 消 費 税 交 付 金		1, 151, 000	△112, 735	1, 038, 265
	1地 方 消 費 税 交 付 金	1, 151, 000	△112, 735	1, 038, 265
8環境性能割交付金		10,000	10,910	20, 910
	1環 境 性 能 割 交 付 金	10,000	10,910	20, 910
9地 方 特 例 交 付 金		71,000	19,702	90,702
	1地 方 特 例 交 付 金	71,000	19,702	90,702
10 地 方 交 付 税		2, 080, 000	189, 347	2, 269, 347
	1地 方 交 付 税	2, 080, 000	189, 347	2, 269, 347
14 国 庫 支 出 金		8, 793, 087	9,802	8, 802, 889
	2国 庫 補 助 金	6, 908, 912	9,802	6, 918, 714
15 県 支 出 金		1, 301, 782	1, 645	1, 303, 427
	2 県 補 助 金	398,032	2, 283	400, 315
	3 委 託 金	177, 342	△638	176,704
16 財 産 収 入		158, 411	1, 134	159, 545
	2 財 産 売 払 収 入	153,654	1, 134	154,788
17 寄 附 金		554,662	1,009	555, 671
	1 寄 附 金	554,662	1,009	555, 671

(単位:千円)

	款				項			補 正 前 の 額	補 正	額	計
18 繰	入	金						2, 247, 236	6,	5 7 8	2, 253, 814
			1 特	別会	計	繰 入	金	1	43,	6 1 8	43,619
			2 基	金	繰	入	金	2, 247, 235	△37,	0 4 0	2, 210, 195
19 繰	越	金						300,000	3 5 2,	5 6 2	652, 562
			1 繰		越		金	300,000	3 5 2,	5 6 2	652, 562
20 諸	収	入						765, 922	19,	1 0 3	785,025
			5 雑				入	753,682	19,	103	772, 785
21 市		債						968, 700	66,	8 0 0	1, 035, 500
			1 市				債	968, 700	66,	8 0 0	1, 035, 500
	歳	入	合	Ī	†			26, 102, 788	565,	8 5 7	26, 668, 645

(歳 出) (単位:千円)

(成 山)									ı		(単位・1円)
	款				項				補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議	会	費							165,694	7	165,701
			1 議		会			費	165,694	7	165,701
2 総	務	費							9, 265, 731	308,673	9, 574, 404
			1 総	務	管	3	理	費	8, 823, 615	305,812	9, 129, 427
			2 徴		税			費	2 2 4, 8 4 4	1, 637	2 2 6, 4 8 1
			3 戸	籍住	民 基	本 ·	台帕	長費	114, 232	3, 430	117,662
			4 選		挙			費	46,112	△2, 062	44,050
			6 監	査	委	اِ	員	費	25, 349	△144	25, 205
3 民	生	費							7, 396, 374	51, 384	7, 447, 758
			1 社	会	福	1	祉	費	3, 898, 428	23,037	3, 921, 465
			2 児	童	福	Ž	祉	費	3, 055, 020	27, 948	3, 082, 968
			3 生	活	保	Ī	護	費	438,894	3 9 9	439, 293
4 衛	生	費							1, 590, 196	4, 433	1, 594, 629
			1 保	健	衛	-	生	費	513, 977	4, 433	518, 410
6 農	林 水 産	業費							131, 578	0	131, 578
			1 農		業			費	131, 578	0	131, 578
7 商	工	費							136,684	△10,830	125, 854
			1 商		工			費	136,684	△10,830	125, 854

(単位:千円)

	款				項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 土	木	費						2, 341, 590	2 1 6, 7 7 7	2, 558, 367
			2 道	路橋	り	ょう	費	585, 906	146,016	731, 922
			3 河		JII		費	5 1 3, 7 4 8	35, 280	549,028
			4都	市	計	画	費	8 1 5, 6 1 7	3, 272	818, 889
			5 下	水		道	費	2 1 9, 6 5 5	32,026	251,681
			6 住		宅		費	112, 591	183	112,774
9 消	防	費						991, 374	△11, 051	980, 323
			1 消		防		費	991, 374	△11, 051	980, 323
10 教	育	費						3, 062, 201	6, 464	3, 068, 665
			1 教	育	総	務	費	2 2 6, 1 6 6	23, 590	249,756
			2 学	校	教	育	費	173, 520	11,613	185, 133
			3 小	学		校	費	612, 483	△30, 505	581, 978
			4 中	学		校	費	298,664	△2, 963	295,701
			5 幼	稚		園	費	267, 892	7, 122	275,014
			6 社	会	教	育	費	5 4 6, 4 6 1	△1, 217	5 4 5, 2 4 4
			7 保	健	体	育	費	937, 015	△1, 176	935, 839
	歳	出	合		計			26, 102, 788	565, 857	26, 668, 645

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

(成 人)										(単位:十円)
			款					補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 地	方	消	費	税	交	付	金	1, 151, 000	△112, 735	1, 038, 265
8 環	境	性	能	割	交	付	金	10,000	10,910	20, 910
9 地	方	特	例		交	付	金	71,000	19,702	90,702
10 地	-	方	交		付		税	2, 080, 000	189, 347	2, 269, 347
14 国	J	庫	支		出		金	8, 793, 087	9, 802	8, 802, 889
15 県		支			出		金	1, 301, 782	1, 645	1, 303, 427
16 財		産			収		入	158, 411	1, 134	159, 545
17 寄			附				金	554,662	1, 009	555, 671
18 繰			入				金	2, 247, 236	6, 578	2, 253, 814
19 繰			越				金	300,000	352, 562	652, 562
20 諸			収				入	765, 922	19, 103	785,025
21 市							債	968, 700	66,800	1, 035, 500
歳		入			合		計	26, 102, 788	565, 857	26,668,645

【一般会計】

歳

合

出

計

26, 102, 788

(歳 出) (単位:千円) 補正額の財源内訳 款 補正前の額 補 正 計 国県支出金 地方債 その他 一般財源 会 費 165, 694 1 議 7 165, 701 務 費 2 総 9, 265, 731 308,673 9, 574, 404 9,441 1,440 297, 792 費 3 民 生 7, 396, 374 51, 384 7, 447, 758 3, 138 9 48, 237 生 費 4 衛 1, 590, 196 4, 433 1, 594, 629 905 3,528 費 産 業 6 農 林 水 131, 578 131, 578 $\triangle 62$ 62 費 7 商 工 $\triangle 9,290$ 136,684 $\triangle 10,830$ 125, 854 $\triangle 1,540$ 費 8 土 木 2, 341, 590 216, 777 2, 558, 367 915 △12, 400 11,667 216, 595 防 費 9消 991, 374 $\triangle 11,051$ 980, 323 $\triangle 11,051$ 育 費 10 教 3, 062, 201 6,464 3, 068, 665 $\triangle 2,890$ 1, 345 8,009

565, 857

26, 668, 645

11, 447

△12, 400

5, 171

561,639

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

				節			
目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金額	説	明
1 総務費国庫補助金	6, 185, 804	8, 393	6, 194, 197	1 総務費補助金	8, 393	通知カード・個人番号カー 金	ド関連事務委任交付
2 民生費国庫補助金	250, 439	1, 754	252, 193	2 児童福祉費補助金	1,754	母子家庭等対策総合支援事	業補助金 317
						子ども・子育て支援交付金	1, 437
4 土木費国庫補助金	110, 967	915	111,882	3 住宅費補助金	915	社会資本整備総合交付金	
6 教育費国庫補助金	307, 218	△1, 260	305, 958	4 学校教育総務費補助金	△1, 260	公立学校情報機器整備費補助	
計	6, 908, 912	9,802	6, 918, 714				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

				節			
目	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	説	明
2 民生費県補助金	255, 825	2, 345	258, 170	4 児童福祉費補助金		岐阜県児童福祉等対策事 新型コロナウイルス感染 県補助金 岐阜県私立保育所等におい 業補助金	定緊急包括支援事業費 500
5 農林水産業費県補助金	51, 162	△62	51, 100	1 農業費補助金	△62	学校給食地産地消推進事業	
計	398, 032	2, 283	400, 315				

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

				節			
目	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	説	明
1 総務費委託金	136, 795	1,048	137, 843	4 選挙費委託金	1, 048	県知事選挙事務県委託金	
2 民生費委託金	243	△56	187	1 社会福祉費委託金	△56	厚生労働統計調査事務県交付金	△1
						人権啓発活動県委託金	△55
4 教育費委託金	1, 630	△1,630	0	1 学校教育総務費委託金	△1,630	清流の国ぎふふるさと魅力体験事	業費委託金
計	177, 342	△638	176, 704				

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

				節			
目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金額	説	明
1 不動産売払収入	152, 144	1, 134	153, 278	1 土地・建物売払収入	1, 134	土地・建物売払収入	
計	153, 654	1, 134	154, 788				

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

				節			
目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金額	説	明
1 一般寄附金	0	1,000	1,000	1 一般寄附金	1,000	一般寄附金	
3 民生費寄附金	2	9	11	2 老人福祉費寄附金	9	老人福祉費寄附金	
計	554, 662	1,009	555, 671				

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

				節			
Ħ	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	説	明
1 国民健康保険事業特別会 計繰入金	0	39, 174	39, 174	1 国民健康保険事業特別 会計繰入金	39, 174	国民健康保険事業特別会計繰入金	
2 後期高齢者医療事業特別 会計繰入金	1	4, 444	4, 445	1 後期高齢者医療事業特 別会計繰入金	4, 444	後期高齢者医療事業特別会計繰入金	
計	1	43, 618	43, 619				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

				節			
目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金額	説	明
1 財政調整基金繰入金	712, 707	△25, 130	687, 577	1 財政調整基金繰入金	△25, 130	財政調整基金繰入金	
2 公共施設整備基金繰入金	1, 256, 100	△3, 900	1, 252, 200	1 公共施設整備基金繰入	△3, 900	公共施設整備基金繰入金	
				金		住宅管理事業繰入金	△3, 900
3 ふるさと応援基金繰入金	248, 128	△8,010	240, 118	1 ふるさと応援基金繰入	△8, 010	ふるさと応援基金繰入金	
				金			
計	2, 247, 235	△37, 040	2, 210, 195				

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

				節			
目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金額	説	明
1 繰越金	300,000	352, 562	652, 562	1 前年度繰越金	352, 562	前年度繰越金	
計	300,000	352, 562	652, 562				

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

					節				
目	補正前の額	補 正 額	計	区	分	金	額	説	明
4 過年度収入	0	173	173	1 前年度収入			173	前年度収入	
5 雑入	753, 679	18, 930	772, 609	2 総務費雑刀			657	岐阜県市町村振興協会助成金	△84
								瑞穂市社会福祉協議会派遣職員	員共済負担金
									1, 370
								予納金返還金	371
								自治総合センター助成金	△1,000
				6 土木費雑刀		1	5, 567	住宅管理費雑入	300
								省エネ型浄化槽システム導入推	推進事業補助金
									15, 267
				8 教育費雑刀			2, 706	瑞穂大学受講料	$\triangle 250$
								社会教育講座受講料	$\triangle 45$
								体育行事参加者負担金	△280
								学校給食事業特別会計精算金	△600
								学校臨時休業対策補助金精算金	金(前年度繰替精
								算分)	3, 221
								学校臨時休業対策補助金精算金	金(前年度繰替精
								算を除いた分)	660
計	753, 682	19, 103	772, 785						

(款) 21 市債

(項) 1 市債

				節			
E E	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	説	明
1 土木債	241, 000	△12, 400	228, 600	3 一般事業債	△12, 400	市営住宅整備事業債	
4 臨時財政対策債	613, 000	79, 200	692, 200	1 臨時財政対策債	79, 200	臨時財政対策債	
計	968, 700	66, 800	1, 035, 500				
合 計	26, 102, 788	565, 857	26, 668, 645				

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

				補正	三額 の	財 源	内 訳	節			
目	補正前の額	補正物	計	国県支出金	地方債	そ の 化	上 一般財源	区分	金額	説明	
1 児童福祉総	420, 787	2, 8	17 423, 60	4 877			1, 940	1 報酬	400	会計年度任用職員報酬	
務費										会計年度任用職員報酬	400
								2 給料	897	7 一般職給	
								3 職員手当等	232	地域手当	27
										住居手当	12
										通勤手当	85
										期末手当	108
								8 旅費	△18	費用弁償	\triangle 44
										普通旅費	\triangle 44
										会計年度任用職員通勤手当相当	70
								10 需用費		消耗品費等	
								11 役務費	96	通信運搬費	
								18 負担金、補	1, 035	補助金	
								助及び交付		放課後児童健全育成事業補助金	1,035
								金			
3 ひとり親福	12, 239	4	23 12, 66	2 317			106	19 扶助費	423	扶助費	
<u> </u>										高等職業訓練促進給付金	423
4 保育所費	1, 557, 562	24, 7	08 1, 582, 27	0 1,500			23, 208			時間外勤務手当	
								11 役務費		通信運搬費	
								18 負担金、補	3, 000	補助金	
								助及び交付		私立保育所補助金	3,000
								金			
計	3, 055, 020	27, 9	48 3, 082, 96	2, 694			25, 254				

-21-

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正国県支出金	財源内訳 その他一般財源	区 分	金額	説	明
1 生活保護総 務費	18, 416	△101	18, 315		△101	8 旅費	△101 普通加	旅費	
3 生活困窮者 自立支援事 業費	32, 601	500	33, 101	500		10 需用費	500 消耗。	品費等	
計	438, 894	399	439, 293	500	△101				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

				補 ፲	E 額 σ	財源	内 訳	節			
目	補正前の額補	1 正 名	計	国県支出金	地方	債そ の 化	也一般財源	区分	金額	説明	
2 事務局費	178, 988	23, 59	202, 578	3			23, 590	1 報酬	699	会計年度任用職員報酬	
										会計年度任用職員報酬	699
								2 給料	4, 683	一般職給	
								3 職員手当等	2, 750	扶養手当	177
										地域手当	146
										住居手当	30
										期末手当	962
										勤勉手当	428
										退職手当組合負担金	652
										児童手当	300
										会計年度任用職員期末手当	55
								4 共済費	15, 441	地方公務員共済組合負担金	1,640
										会計年度任用職員地方公務員	
										金	13, 801
								10 需用費	117	消耗品費等	
								12 委託料	△100	管理委託料	
										パソコン保守管理委託料	△100
計	226, 166	23, 59	249, 756	6			23, 590				

[一般会計] -26-

(款) 10 教育費 (項) 2 学校教育費

					補 正	額の	財 源	内 訳	節			
目	補正前の額	補	正 額	計	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	説	明
1 学校教育総	173, 520		11, 613	185, 133	△1,630			13, 243	1 報酬	564	会計年度任用職員時間	外勤務手当相当
務費											会計年度任用職員時	間外勤務手当相当 564
									2 給料	9, 263	一般職給	
									3 職員手当等	3, 080	扶養手当	234
											地域手当	285
											通勤手当	120
											時間外勤務手当	2,006
											期末手当	334
											勤勉手当	41
											児童手当	60
									4 共済費	336	地方公務員共済組合負	担金
									10 需用費	Δ1	消耗品費等	
									11 役務費	△57	保険料	
									13 使用料及び	$\triangle 1,572$	使用料	\triangle 263
									賃借料		借上料	△ 1, 309
計	173, 520		11,613	185, 133	△1,630			13, 243				

(款) 10 教育費

(項) 3 小学校費

				補正	額の	財源	为 訳	節			
目	補正前の額	補 正 額	計	国県支出金	地 方 債	その他	一般財源	区分	金 額	説明	
1 学校管理費	252, 317	△30, 505	221, 812				△30, 505	8 旅費	117	会計年度任用職員通勤手当相当	
								12 委託料	△400	管理委託料	
										パソコン保守管理委託料	△400
								14 工事請負費	△24, 750	工事請負費	
								17 備品購入費	△5, 472	庁用器具費	
2 教育振興費	360, 166	0	360, 166	13, 889		△13, 889				(財源補正)	
計	612, 483	△30, 505	581, 978	13, 889		△13, 889	△30, 505				

(款) 10 教育費

(項) 4 中学校費

				補 正	額の	財源	内 訳	節				
目	補正前の額	補正額	計	国県支出金	地方(責そ の 他	一般財源	区分	金 額	説	明	
1 学校管理費	125, 368	△2, 963	122, 405				△2, 963	8 旅費	25	会計年度任用職員通勤	手当相当	
								10 需用費	682	修繕料		
								12 委託料	△2, 718	管理委託料		
										清掃委託料		△ 2, 318
										パソコン保守管理委	託料	$\triangle 400$
								17 備品購入費	△952	庁用器具費		
2 教育振興費	173, 296	0	173, 296	△15, 149		15, 149				(財源補正)		
計	298, 664	△2, 963	295, 701	△15, 149		15, 149	△2, 963					

(款) 10 教育費

(項) 5 幼稚園費

					補 正	額	の	財	源	内	Я	節				
目	補正前の額	補正	E 額	計	国県支出金	地力	ī 債	そ	の化	也一般	財源	区 分	金	額	説明	
1 幼稚園管理	265, 149		7, 122	272, 271							7, 122	1 報酬		△762	会計年度任用職員報酬	
費															会計年度任用職員報酬	$\triangle 762$
												2 給料		4, 480	一般職給	
												3 職員手当等		1, 962	扶養手当	78
															地域手当	138
															通勤手当	136
															期末手当	1,014
															勤勉手当	623
															会計年度任用職員期末手当	$\triangle 27$
												4 共済費		1, 522	地方公務員共済組合負担金	
												8 旅費		△80	会計年度任用職員通勤手当相当	
計	267, 892		7, 122	275, 014							7, 122					

【一般会計】 -28-

(款) 10 教育費 (項) 6 社会教育費

				補 正	額の	財源 1	为 訳	節			
目	補正前の額	補 正 額	計	国県支出金	地 方 債	その他	一般財源	区分	金額	説明	
1 社会教育総	87, 633	2, 148	89, 781				2, 148	2 給料	2, 031	一般職給	
務費								3 職員手当等	117	扶養手当	54
										地域手当	63
2 生涯学習振	29, 749	$\triangle 3,248$	26, 501			△250	$\triangle 2,998$	7 報償費		報償費	
興費								8 旅費	△7	普通旅費	
								10 需用費	△310	消耗品費等	$\triangle 277$
										印刷製本費	\triangle 33
								11 役務費	△35	保険料	
								12 委託料	△441	業務委託料	
										入力印刷配布事業委託料	△441
								13 使用料及び	△1, 455	使 用 料	△ 179
								賃借料		借上料	△ 1, 276
3 文化財保護 費	11, 230	62	11, 292				62	8 旅費	62	会計年度任用職員通勤手当相当	
5 図書館費	132, 531	△339	132, 192				△339	1 報酬	△374	会計年度任用職員報酬	
										会計年度任用職員報酬	△374
								3 職員手当等	△18	会計年度任用職員期末手当	
								8 旅費	113	会計年度任用職員通勤手当相当	
								12 委託料	△60	業務委託料	
										図書館主催事業委託料	△60
6 総合センタ 一費	184, 925	160	185, 085				160	17 備品購入費	160	機械器具費	
計	546, 461	△1, 217	545, 244			△250	△967				

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

							補正	. 額	頁 の	財	源	内	訳		節						
目		補正前の額	補	正額		計	国県支出金	地	方 債	資そ	0	他一	般財源	区 分		金	額		説	明	
1 保健体	育総	18, 206		△1, 18	3	17, 023							△1, 183	12 委託料		△1	, 183	業務委託料			
務費																		トップアス	リート	育成事業委託	£ △1, 183
2 保健体	育振	950		$\triangle 77$	4	176					$\triangle 32$	25	△449	7報償費		۷	∆180	報償費			
興費														13 使用料及	及び	4	$\triangle 594$	借上料			
														賃借料							

(款) 10 教育費 (項) 7 保健体育費

					補	正 額	の	財	源	寸 訳		節				
目	補正前の額	補	正額	計	国県支出会	色地 ラ	方 債 そ	と の	他	一般財源	区	分	金	額	説明	
4 給食センタ	529, 834		781	530, 615					660	121	1 報酬	H		△240	会計年度任用職員報酬	
一費															会計年度任用職員報酬	△240
											3 職員	手当等		△19	会計年度任用職員期末手当	
											8 旅費	Ī		$\triangle 43$	会計年度任用職員通勤手当相当	
											10 需用	費		661	賄材料代	
											26 公課	費		422	消費税及び地方消費税	
計	937, 015		∆1, 176	935, 839					335	△1,511						
合 計	26, 102, 788	5	65, 857	26, 668, 645	11, 44	7 🛆	12, 400	į	5, 171	561, 639		•				

【一般会計】 -30-

意見聴取

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和2年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の 意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第7号)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号)等の施行に伴い、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年瑞穂市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第19号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第18号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改め、同号を同条第23号とし、同条第17号中「特定利用地域型保育を含む。次条第1項」を「特定利用地域型保育を含む。向条第1項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12)満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定 する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特 定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14)満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保 育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民 税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に 改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、 「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」 に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に

改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者から」を「教育・保育給付認定保護者から」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保 護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ (ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が

- 同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- 第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
- 第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第 1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施 設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19 条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定 教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護 者」に改める。
- 第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
- 第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「 支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該 教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。
- 第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「 支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給 付認定保護者」に改める。
- 第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係 る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第2 6条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め る。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)」及び「(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)」を削る。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項及び第4項中「 支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子 ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付 費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。) を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育 ・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「とし」を削り、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「小規模保育事業B型(同条」を「小規模保育事業B型(同省令第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に、「利用者負担」を

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改

「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。 以下この章において同じ。)」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」 に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第 3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4 項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条」を 「第42条第1項」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12 項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則 第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、 第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1)特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれ

ぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係 る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所におい て代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事 業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A 型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案 して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適 用しないこととすることができる。
- (1)市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、 特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未 満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者 による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子 どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教 育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2)特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。
- 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設 (児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2)児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項 に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号 に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に 係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。 以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給 付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育 を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める 額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する 市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「 教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に 要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額) をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあ っては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超 えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地 域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要し た費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」 を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改め、同条第4項中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者から」を「教 育・保育給付認定保護者から」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「 教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護 者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、

「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「」に、「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19条において同じ。)」及び「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第19条において同じ。)」を「準用する第19条において」に、「及び第19条において同じ。)」を「準用する第19条において」に、「及び第19条において同じ。)」を「準用する第19条において」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」を「有益付認定子ども及び」を「有益的に該当する支給認定子ども」を「清3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学

校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又 は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど も(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあって は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学 前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等 の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定 子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序 により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方 針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保 育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型 保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。) | と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第3 0条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあ るのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供 (第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、 同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる

額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年瑞穂市条例第21号)新旧対照表

改正後(案)	現行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ
当該各号に定めるところによる。	当該各号に定めるところによる。
(1)~(8) 略	(1)~(8) 略
(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付	(9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定
<u>認定</u> をいう。	をいう。
(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・	(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認
<u>保育給付認定保護者</u> をいう。	定保護者 をいう。
(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・</u>	(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認
<u>保育給付認定子ども</u> をいう。	定子どもをいう。
(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施	
行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に	
規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。	
(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定	
する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。	
(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳	
<u>未満保育認定子どもをいう。</u>	
(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市	
町村民税所得割合算額をいう。	

(16) 負担額算定基準子ども 今第13条第2項に規定する負担額算定 基準子どもをいう。

(17) 略

- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する<u>教育・保</u>育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (23) 特定地域型保育事業 法<u>第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (24) 略
- <u>(25)</u> 略
- (26) 略

(1:	2)	聆
\ _	_/	

- (13)支給認定の有効期間法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項 に規定する教育・保育をいう。
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特定地域型保育事業 法<u>第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 略
- <u>(20)</u> 略
- (21) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教 育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子ども の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準 の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全て の子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるこ とを目指すものでなければならない。

$2 \sim 4$ 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際して は、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以 下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概 要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する 事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重 要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならない。

$2\sim6$ 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の │第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者

- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教 育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容

及び水準

の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全て の子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるこ とを目指すものでなければならない。

$2 \sim 4$ 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際して は、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者 下「利用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概 要、職員の勤務体制、利用者負担

____その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重 要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならない。

$2\sim6$ 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

から利用の

申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではなら ない。

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用して いる同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、 申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の 設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公 正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項 において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現 に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施 設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づ き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要 性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用でき るよう、選考するものとする。
- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これら ↓ 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これら

申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではなら ない。

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用して いる同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
- の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、 申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の 設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公 正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項 において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現 に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施 設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づ き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要 性が高いと認められる支給認定子ども が優先的に利用でき るよう、選考するものとする。

の項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ど</u> <u>も</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、 適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適 切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に

の項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u> _に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、 適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適 切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者 の提示する支給認定証(支給認定保護者 が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)によって、支給認定の有無 の該当する法第19条第1項各号に

掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>、 保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確 かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が 遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定</u> <u>の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなけ ればならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、 この限りでない。

(心身の状況等の把握)

- 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、 教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他 の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携)
- 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提

掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間</u>、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(支給認定 の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>支給認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u> の認定の申請が 遅くとも<u>支給認定保護者</u> が受けている<u>支給認定の有効期間</u> の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

- 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、 支給認定子ども の心身の状況、その置かれている環境、他 の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携)
- 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認</u>定子どもに係る情報の提

供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領)
第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ど
もに係る教育・保育給付認定保護者に限る。) から当該特定教育・保
育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育
給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額
<i>をい</i>
う。)の支払を受けるものとする。
う。)の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、 <u>教育・保</u>
2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、 <u>教育・保</u>
2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、 <u>教育・保育</u> 育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費

供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育<u>(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)</u>を 提供した際は、支給認定保護者

から当該特定教育・保

育に係る利用者負担額(<u>法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育</u>・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

______をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次 に掲げる 費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- (1) · (2) 略
- (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。) に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保 育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得 割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるも (その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、 当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次の各号</u>に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者から</u>受けることができる。

(1) · (2) 略

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校 就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号 に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限 る。)

のに対する副食の提供

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小 学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年 長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (その うち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常 必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定</u> 保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費 の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に 係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう

______。以下______ 同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定</u> 保護者に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の 額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定

(4) 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常 必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> ______に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者 に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、 法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び 第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者 に対し、当該支給認定保護者 に係る施設型給付費の 額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定

教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定 教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した 特定教育・保育提供証明書 を教育・保育給付認定保

護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措

教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定 教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した 特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者

に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者 その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ど</u>も又はその保護者

に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な 助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子どもに</u> 体調の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u> 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措

置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、<u>次</u>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける 費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務

置を講じなければならない。

(支給認定保護者 に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、<u>次の各号</u>に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の

費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務

については、この限りでない。

3 略

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの 国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負 担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対 し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給 付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限 る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理 者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規 定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限 を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を 漏らしてはならない。

については、この限りでない。

(支給認定子ども を平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子ども 国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負 担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子ども し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子ど も の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限 る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理 者は、支給認定子ども に対し児童福祉法第47条第3項の規 定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限 を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た支給認定子ども
 又はその家族の秘密を 漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、そ │ 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、そ

の業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育</u>給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者 (次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設

若しくは地域型保育	
	を行う者等又はその職員

に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保

の業務上知り得た<u>支給認定子ども</u> 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子 ども に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者 の 同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保

育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供 与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する 教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者 その他の当 該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保 育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応す るために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を 講じなければならない。

2 略

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育</u> ・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に 協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第1 4条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の 物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若し くは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査 に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村 が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場 合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供 与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する 支給認定子ども又は支給認定保護者 その他の当 該支給認定子どもの 家族(以下この条において「支給認定 子ども等 」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応す るために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を 講じなければならない。

2 略

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給</u> <u>認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が実施する事業に 協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第1 4条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次</u>に定める措置を講じなければならない。

(1)~(3) 略

2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該 教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次</u>に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第12条
 の規定による特定教育・保育の提供
 の記

 録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)~(3) 略

2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該 <u>支給認定子ども</u> の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第12条<u>に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項</u>の記録
- (3) 第19条に規定する 市町村への通知に係る記録

- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育</u> ・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第3 4条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費をいう。次条特別施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保

- (4) 第30条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給</u> <u>認定子ども</u> に対し特別利用保育を提供する場合には、法第3 4条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む

_ものとして、本章(第6条

第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保

育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</u>

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育</u> ・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法 第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校

有他設(特別利用保育を提供している他設に限る。以下この頃におい
て同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>支給</u>
認定子ども 」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小
学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> 」 <u>とする</u>

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校

就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には 特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項 及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項 第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係 る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子 どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第 1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ (ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付 認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
- 第37条 特定地域型保育事業<u>(事業所内保育事業を除く。)の</u>利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。<u>)の数は、家庭的保育事業にあっては</u>1人以上5人以下 、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関

就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3	特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す
	る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む
	ものとして、 <u>本章</u> (第6条第3項
	及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、
	第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる
	小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1
	項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就
	学前子どもに該当する支給認定子ども 」とあるのは「同項
	第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子
	<u>ども</u> 」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲
	げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限
	る。)」とあるのは「除く。)」とする
笄	
Яv	用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この
	章において同じ。 <u>) の数を</u> 1人以上5人
	以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではな

する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保
育事業A型をいう。)及び <u>小規模保</u>
<u>育事業B型(同条</u> に規定する小規模保育事業B型をいう
。)にあっては <u>その利用定員の数を</u> 6人以上19人以下 <u>と</u>
<u>し</u> 、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。
附則第4条において同じ。) にあっては <u>その利用定員の数を</u> 6人以上1
0人以下 <u>とし</u> 、居宅訪問型保育事業にあっては <u>その利用定員の数を</u> 1人
とする。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条 に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担 その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者 から利用 の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではな

らない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用 している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども を除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育 事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総 数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必 要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認 められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考 するものとする。
- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に 規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示し た上で、当該選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条第1項</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

らない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用 している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、当該特定地域型保育 事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総 数を超える場合においては、支給認定に 要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認 められる支給認定子どもが 優先的に利用できるよう、選考 するものとする。
- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に 規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示し た上で、当該選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就

に係る特定地域型保育事業の利

用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及 び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、 満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他 の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)
- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。 以下この項<u>から第5項まで</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適 正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供される よう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又 は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければなら ない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者について は、この限りでない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に 集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な 提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保 育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、

学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、 支給認定子ども の心身の状況、その置かれている環境、他 の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)
- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項______において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に 集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な 提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保 育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、

休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当 該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をい う。以下この条において同じ。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生 じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲 げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならな い。

休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、	当
該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をい	
う。)を提供すること。	

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども (事業所内保育事業を利用する支給 認定子ども にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子ども に係る支給認定保護者 の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は 事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は 事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若 しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号にお いて「小規模保育事業A型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等 を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市 が認める者
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規 定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。
- 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保 育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲 げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適

<u>当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者</u> として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する 施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするも のに限る。)
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9 項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うこと に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 略

- 7 事業所内保育事業 (第37条第2項の規定により定める利用定員が20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」と いう。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携 施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求め ることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3 第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認める もの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」とい う。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保 をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、 満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保

2 略

3 事業所内保育事業<u>を行う者であって、第37条第2項の規定により定</u> める利用定員が20人以上のもの

_____については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、 支給認定子ども について、連携施設又は他の特定教育・保 育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43约	条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育
	を提
供1	した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係
る利	利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額
	をいう。) の支払を受けるものとする。
2 ‡	寺定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、 <u>教育・</u>
保育	育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育
費月	用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額

育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 (特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者 から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額<u>(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を</u>

_____をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものと する。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)~(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常 必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定

提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育 に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要 した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものと する。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から 受けることができる。

(1)~(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常 必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者

保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、<u>次</u>に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける</u> 費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、 適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育 事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定 地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければな らない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育 の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者 に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、<u>次の各号</u>に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の 費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、 適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育 事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定 地域型保育の提供に関する<u>次</u>に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 次条において準用する第12条<u>の規定による特定地域型保育の提供</u> の記録
- (3) 次条において準用する第19条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る 記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節にお

3 略

(記録の整備)

第49条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定 地域型保育の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第12条<u>に規定する提供した特定地域型保育</u> に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業 について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る

いて回し。」について」と、第14条第1項中「爬設望稲竹賃(法第2)
条第1項 <u>の施設型給付費をいう</u>
。以下
とあるのは「
<u>をいう</u>
。以下この項及び第50条において <u>準用する第19条において</u>
」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」
と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地
<u>域型保育提供証明書」と、第19条</u> 中「施設型給付費」とあるのは「地
域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規
定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるも
のとする。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を 提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど

条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」

と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地

域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規 定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるも

施設型給付費(法第27

中「施設型給付費」とあるのは「地

(特別利用地域型保育の基準)

のとする。

域型保育」と、同条

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> に対し特別利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を 提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び

も及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども (次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育 を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地 域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地 域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含 むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第 8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第1 9条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同 じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用 の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」 とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上 保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「 同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を 提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

	特定地域型保育事業所を現に利用している <u>同項第3号に掲げる</u>
	<u>小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u> (次条第1項の規定に
	より特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地
	域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子
	どもに該当する <u>支給認定子どもを</u> 含む。)の総数が、第37
	条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとす
	る。
3	特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育
	を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含む
	ものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定
	を適用する

給付認定子どもを含む。) 」と、「同号に掲げる小学校就学前子ど も」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教 育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘 案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子 どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受け た順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関す る理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43 条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給 付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法 第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号 の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3 項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあ るのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食 事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要 する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とす る。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。

o			
—。 (特定利用地域型保育の)	甘淮)		

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> に対し特定利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域

1	
2 特定地域型保	育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を
提供する場合に	は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第
2号に掲げる小	学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u>
及び特定地域	型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる
小学校就学前子	どもに該当する支給認定子ども (前条第1
項の規定により	特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該
特別利用地域型	保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学
校就学前子ども	に該当する支給認定子ども を含む。)の総
数が、第37条第	32項の規定により定められた利用定員の総数を超えな
いものとする。	
3 特定地域型保	育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育
を提供する場合	には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含む
ものとして、本	章の規定を適用する
1	

型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び 満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳 以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに 掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、 当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満 保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳 未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特 定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に 限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項におい て同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは 「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に 限る。)を除く。)

_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の 支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給 を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項 の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、 又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるの は「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。 附則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、 当分の間、第13条第1項中「<u>(法第27条第3項第2号に掲げる額(特</u> 定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」 と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)を いう。)」とあるのは「定める額をいう。)

型」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた 法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の 支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給 を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項 の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、 又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるの は「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。 2 略

第3条 削除

2 略

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特 別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法 第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第 1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に 規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する 市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項 第3号 と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その 額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該 現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条 第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した 額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号口に規定す る市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定す る内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に 当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利 用保育に要した費用の額) 」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する 内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別 利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に 要した費用の額)及び同号口(2)に規定する市町村が定める額の合計額」 と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者 (特例保育所型事業所内保育事業者を除 <u>く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に 規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができ ると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この 条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を 確保しないことができる。 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者

世、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に 規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この 条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を 確保しないことができる。